

第七十七回国
参議院法務委員会會議録第七号

昭和五十一年五月二十日(木曜日)

午前十時十二分開会

委員の異動

五月十八日

近藤 忠孝君

補欠選任

五月二十日

橋本 敦君

補欠選任

須藤 五郎君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

事務局長

最高裁判所長官代理者

事務局側

法務大臣

法務次官

法務大臣官房長

法務省民事局長

最高裁判所事務

総局家庭局長

事務局長側

最高裁判所事務

総局家庭局長

事務局長側

最高裁判所事務

総局家庭局長

事務局長側

最高裁判所事務

総局家庭局長

事務局長側

最高裁判所事務

総局家庭局長

事務局長側

最高裁判所事務

常任委員会専門 二見 次夫君

本日の会議に付した案件

○理事補欠選任の件

○民法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(田代富士男君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

理事の補欠選任についてお諮りいたします。

委員の異動に伴い、現在理事が一名欠員となっておりますので、この際理事の補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと称する者あり〕

○委員長(田代富士男君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に原田立君を指名いたします。

○委員長(田代富士男君) 民法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑のある方は順次御発言願います。

○佐々木静子君 それでは、前回に引き続きまして、民法等の一部改正に關しまして質問をさせていただきます。

まず、先日も民法の一部改正に關してお尋ねさせていただきましたのでございますが、この民法の七百六十七条、離婚による復氏の場合についての規定が今度改正されるわけでございますけれども、これに關連いたしました養子縁組みの場合、民法八百六十六條の離縁による復氏について、これは法務省とするとどのようにお考えになつていらっしゃるのか。これは大体、この民法の規定を見ますと、離縁の規定は離婚の規定に準用されている部分が非常に多いわけでございますが、今回七百六十七條の改正のみが行われると、離婚による復氏の場合とのバランスを考えると、多少いかにがかわると思われ、やはり人権の保障、離婚とか離縁によることによつて不利益を受ける人を救済しようという立場に立つならば、やはり離縁による復氏の場合についても同様な改正というものが必要となつてくるんじゃないかと思つてございまして、その点についてまず法務当局の御意見を伺いたいと思つております。

○政府委員(香川保一君) 御指摘のとおり、養子縁組みのいわゆる離縁——婚姻で申しますれば離婚に相当するわけでございしますが、今回の離婚復氏の例外措置を設けるのと同じような必要性も一方で考えられるわけでございします。しかし、佐々木委員御承知のとおり、この養子縁組みにつきましましてはいろいろ再検討しなかならない問題がございまして、法制審議会の民法部会におきまして養子縁組みの、養子制度の種々の問題について検討が進められておりまして、それとの関連もございします。今回の改正では離婚の場合に比較しまして養子縁組みの場合の同様の必要性というものが余り数的には多くないと考えられますので、養子制度全般についての改正の際にあわせて検討したいということで、まあ今回は見送つた次第でございします。

○佐々木静子君 今回は見送られたわけでございしますが、養子制度全体についてもこれは非常に改善すべき点がたくさんあるということを私も痛感するわけでございしますが、やはりせつかく七百六十七條の改正をされれば、やはりこの部分だけでも考えていただいたらいののではないかと、いうふうに思つておられます。この七百六十七條の改正につきましては、これは国際婦人年に際しまして、婦人の権利を守るとか婦人の地位の向上を図るとかいう意味の一環といたしまして、これは大臣も局長も御承知のとおり、多くの婦人団体からの強い要望で今度の七百六十七條の改正というところに踏み切つていただいたわけでございしますけれども、これは婦人にとつてもまた離婚によつて不利益を受けることの多い子供の救済ということから考えても、大変に結構な規定であるわけですから、この法務省の統計で見ても、数はきつめて少ないですけれども、男の人数が、夫が妻の名字を唱えている場合も、これは皆無というわけじゃない。やはりそれも同時にその不便が救済できるのではないかと。これは私は思つてございしても、婦人の場合は離婚をしたために名字が変わつて非常に困つてゐるのだということをこれは訴えることもできるけれども、実際問題としていまのように男と女の社会的力の非常に差のあるときに、男の方が実は女房に逃げられて、自分は名字が変わつたのだ、困つてゐるのだということを余り訴えることもできずに困る場合も多いのじゃないかと思つてゐるので、やはりこれは婦人の地位の向上と同時に、離婚とか離縁によつて不利益を受ける人の人権を救うという意味で、ぜひとも七百六十七條の均衡上この離縁による復氏ということについても強く御検討をいただきたい。そうして、養子制度全部についての改正も必要ですけれども、とりあえずこの改正ということも早急に考えていただいたらいんじゃないか、いかがでございしますか。

○政府委員(香川保一君) 今回、離婚復氏の例外措置のこの改正法案は、先ほどお話のありましたように、国際婦人年もあり緊急に改正を要する事項で、しかも他と関係なく独立してこれだけ改正しても心配ないというふうなものを、緊急に改正するということで御提案いただいた次第でございまして、方向といたしましては養子制度についていろいろ再検討され、改善すべき点いろいろある方

を、と、離縁の規定は離婚の規定に準用されている部分が非常に多いわけですが、今回七百六十七條の改正のみが行われると、離婚による復氏の場合とのバランスを考えると、多少いかにがかわると思われ、やはり人権の保障、離婚とか離縁によることによつて不利益を受ける人を救済しようという立場に立つならば、やはり離縁による復氏の場合についても同様な改正というものが必要となつてくるんじゃないかと思つてございまして、その点についてまず法務当局の御意見を伺いたいと思つております。

○政府委員(香川保一君) 御指摘のとおり、養子縁組みのいわゆる離縁——婚姻で申しますれば離婚に相当するわけでございしますが、今回の離婚復氏の例外措置を設けるのと同じような必要性も一方で考えられるわけでございします。しかし、佐々木委員御承知のとおり、この養子縁組みにつきましましてはいろいろ再検討しなかならない問題がございまして、法制審議会の民法部会におきまして養子縁組みの、養子制度の種々の問題について検討が進められておりまして、それとの関連もございします。今回の改正では離婚の場合に比較しまして養子縁組みの場合の同様の必要性というものが余り数的には多くないと考えられますので、養子制度全般についての改正の際にあわせて検討したいということで、まあ今回は見送つた次第でございします。

○佐々木静子君 今回は見送られたわけでございしますが、養子制度全体についてもこれは非常に改善すべき点がたくさんあるということを私も痛感するわけでございしますが、やはりせつかく七百六十七條の改正をされれば、やはりこの部分だけでも考えていただいたらいののではないかと、いうふうに思つておられます。この七百六十七條の改正につきましては、これは国際婦人年に際しまして、婦人の権利を守るとか婦人の地位の向上を図るとかいう意味の一環といたしまして、これは大臣も局長も御承知のとおり、多くの婦人団体からの強い要望で今度の七百六十七條の改正というところに踏み切つていただいたわけでございしますけれども、これは婦人にとつてもまた離婚によつて不利益を受けることの多い子供の救済ということから考えても、大変に結構な規定であるわけですから、この法務省の統計で見ても、数はきつめて少ないですけれども、男の人数が、夫が妻の名字を唱えている場合も、これは皆無というわけじゃない。やはりそれも同時にその不便が救済できるのではないかと。これは私は思つてございしても、婦人の場合は離婚をしたために名字が変わつて非常に困つてゐるのだということをこれは訴えることもできるけれども、実際問題としていまのように男と女の社会的力の非常に差のあるときに、男の方が実は女房に逃げられて、自分は名字が変わつたのだ、困つてゐるのだということを余り訴えることもできずに困る場合も多いのじゃないかと思つてゐるので、やはりこれは婦人の地位の向上と同時に、離婚とか離縁によつて不利益を受ける人の人権を救うという意味で、ぜひとも七百六十七條の均衡上この離縁による復氏ということについても強く御検討をいただきたい。そうして、養子制度全部についての改正も必要ですけれども、とりあえずこの改正ということも早急に考えていただいたらいんじゃないか、いかがでございしますか。

○政府委員(香川保一君) 今回、離婚復氏の例外措置のこの改正法案は、先ほどお話のありましたように、国際婦人年もあり緊急に改正を要する事項で、しかも他と関係なく独立してこれだけ改正しても心配ないというふうなものを、緊急に改正するということで御提案いただいた次第でございまして、方向といたしましては養子制度についていろいろ再検討され、改善すべき点いろいろある方

を、と、離縁の規定は離婚の規定に準用されている部分が非常に多いわけですが、今回七百六十七條の改正のみが行われると、離婚による復氏の場合とのバランスを考えると、多少いかにがかわると思われ、やはり人権の保障、離婚とか離縁によることによつて不利益を受ける人を救済しようという立場に立つならば、やはり離縁による復氏の場合についても同様な改正というものが必要となつてくるんじゃないかと思つてございまして、その点についてまず法務当局の御意見を伺いたいと思つております。

○政府委員(香川保一君) 御指摘のとおり、養子縁組みのいわゆる離縁——婚姻で申しますれば離婚に相当するわけでございしますが、今回の離婚復氏の例外措置を設けるのと同じような必要性も一方で考えられるわけでございします。しかし、佐々木委員御承知のとおり、この養子縁組みにつきましましてはいろいろ再検討しなかならない問題がございまして、法制審議会の民法部会におきまして養子縁組みの、養子制度の種々の問題について検討が進められておりまして、それとの関連もございします。今回の改正では離婚の場合に比較しまして養子縁組みの場合の同様の必要性というものが余り数的には多くないと考えられますので、養子制度全般についての改正の際にあわせて検討したいということで、まあ今回は見送つた次第でございします。

○佐々木静子君 今回は見送られたわけでございしますが、養子制度全体についてもこれは非常に改善すべき点がたくさんあるということを私も痛感するわけでございしますが、やはりせつかく七百六十七條の改正をされれば、やはりこの部分だけでも考えていただいたらいののではないかと、いうふうに思つておられます。この七百六十七條の改正につきましては、これは国際婦人年に際しまして、婦人の権利を守るとか婦人の地位の向上を図るとかいう意味の一環といたしまして、これは大臣も局長も御承知のとおり、多くの婦人団体からの強い要望で今度の七百六十七條の改正というところに踏み切つていただいたわけでございしますけれども、これは婦人にとつてもまた離婚によつて不利益を受けることの多い子供の救済ということから考えても、大変に結構な規定であるわけですから、この法務省の統計で見ても、数はきつめて少ないですけれども、男の人数が、夫が妻の名字を唱えている場合も、これは皆無というわけじゃない。やはりそれも同時にその不便が救済できるのではないかと。これは私は思つてございしても、婦人の場合は離婚をしたために名字が変わつて非常に困つてゐるのだということをこれは訴えることもできるけれども、実際問題としていまのように男と女の社会的力の非常に差のあるときに、男の方が実は女房に逃げられて、自分は名字が変わつたのだ、困つてゐるのだということを余り訴えることもできずに困る場合も多いのじゃないかと思つてゐるので、やはりこれは婦人の地位の向上と同時に、離婚とか離縁によつて不利益を受ける人の人権を救うという意味で、ぜひとも七百六十七條の均衡上この離縁による復氏ということについても強く御検討をいただきたい。そうして、養子制度全部についての改正も必要ですけれども、とりあえずこの改正ということも早急に考えていただいたらいんじゃないか、いかがでございしますか。

○政府委員(香川保一君) 今回、離婚復氏の例外措置のこの改正法案は、先ほどお話のありましたように、国際婦人年もあり緊急に改正を要する事項で、しかも他と関係なく独立してこれだけ改正しても心配ないというふうなものを、緊急に改正するということで御提案いただいた次第でございまして、方向といたしましては養子制度についていろいろ再検討され、改善すべき点いろいろある方

を、と、離縁の規定は離婚の規定に準用されている部分が非常に多いわけですが、今回七百六十七條の改正のみが行われると、離婚による復氏の場合とのバランスを考えると、多少いかにがかわると思われ、やはり人権の保障、離婚とか離縁によることによつて不利益を受ける人を救済しようという立場に立つならば、やはり離縁による復氏の場合についても同様な改正というものが必要となつてくるんじゃないかと思つてございまして、その点についてまず法務当局の御意見を伺いたいと思つております。

○政府委員(香川保一君) 御指摘のとおり、養子縁組みのいわゆる離縁——婚姻で申しますれば離婚に相当するわけでございしますが、今回の離婚復氏の例外措置を設けるのと同じような必要性も一方で考えられるわけでございします。しかし、佐々木委員御承知のとおり、この養子縁組みにつきましましてはいろいろ再検討しなかならない問題がございまして、法制審議会の民法部会におきまして養子縁組みの、養子制度の種々の問題について検討が進められておりまして、それとの関連もございします。今回の改正では離婚の場合に比較しまして養子縁組みの場合の同様の必要性というものが余り数的には多くないと考えられますので、養子制度全般についての改正の際にあわせて検討したいということで、まあ今回は見送つた次第でございします。

○佐々木静子君 今回は見送られたわけでございしますが、養子制度全体についてもこれは非常に改善すべき点がたくさんあるということを私も痛感するわけでございしますが、やはりせつかく七百六十七條の改正をされれば、やはりこの部分だけでも考えていただいたらいののではないかと、いうふうに思つておられます。この七百六十七條の改正につきましては、これは国際婦人年に際しまして、婦人の権利を守るとか婦人の地位の向上を図るとかいう意味の一環といたしまして、これは大臣も局長も御承知のとおり、多くの婦人団体からの強い要望で今度の七百六十七條の改正というところに踏み切つていただいたわけでございしますけれども、これは婦人にとつてもまた離婚によつて不利益を受けることの多い子供の救済ということから考えても、大変に結構な規定であるわけですから、この法務省の統計で見ても、数はきつめて少ないですけれども、男の人数が、夫が妻の名字を唱えている場合も、これは皆無というわけじゃない。やはりそれも同時にその不便が救済できるのではないかと。これは私は思つてございしても、婦人の場合は離婚をしたために名字が変わつて非常に困つてゐるのだということをこれは訴えることもできるけれども、実際問題としていまのように男と女の社会的力の非常に差のあるときに、男の方が実は女房に逃げられて、自分は名字が変わつたのだ、困つてゐるのだということを余り訴えることもできずに困る場合も多いのじゃないかと思つてゐるので、やはりこれは婦人の地位の向上と同時に、離婚とか離縁によつて不利益を受ける人の人権を救うという意味で、ぜひとも七百六十七條の均衡上この離縁による復氏ということについても強く御検討をいただきたい。そうして、養子制度全部についての改正も必要ですけれども、とりあえずこの改正ということも早急に考えていただいたらいんじゃないか、いかがでございしますか。

○政府委員(香川保一君) 今回、離婚復氏の例外措置のこの改正法案は、先ほどお話のありましたように、国際婦人年もあり緊急に改正を要する事項で、しかも他と関係なく独立してこれだけ改正しても心配ないというふうなものを、緊急に改正するということで御提案いただいた次第でございまして、方向といたしましては養子制度についていろいろ再検討され、改善すべき点いろいろある方

を、と、離縁の規定は離婚の規定に準用されている部分が非常に多いわけですが、今回七百六十七條の改正のみが行われると、離婚による復氏の場合とのバランスを考えると、多少いかにがかわると思われ、やはり人権の保障、離婚とか離縁によることによつて不利益を受ける人を救済しようという立場に立つならば、やはり離縁による復氏の場合についても同様な改正というものが必要となつてくるんじゃないかと思つてございまして、その点についてまず法務当局の御意見を伺いたいと思つております。

○政府委員(香川保一君) 御指摘のとおり、養子縁組みのいわゆる離縁——婚姻で申しますれば離婚に相当するわけでございしますが、今回の離婚復氏の例外措置を設けるのと同じような必要性も一方で考えられるわけでございします。しかし、佐々木委員御承知のとおり、この養子縁組みにつきましましてはいろいろ再検討しなかならない問題がございまして、法制審議会の民法部会におきまして養子縁組みの、養子制度の種々の問題について検討が進められておりまして、それとの関連もございします。今回の改正では離婚の場合に比較しまして養子縁組みの場合の同様の必要性というものが余り数的には多くないと考えられますので、養子制度全般についての改正の際にあわせて検討したいということで、まあ今回は見送つた次第でございします。

○佐々木静子君 今回は見送られたわけでございしますが、養子制度全体についてもこれは非常に改善すべき点がたくさんあるということを私も痛感するわけでございしますが、やはりせつかく七百六十七條の改正をされれば、やはりこの部分だけでも考えていただいたらいののではないかと、いうふうに思つておられます。この七百六十七條の改正につきましては、これは国際婦人年に際しまして、婦人の権利を守るとか婦人の地位の向上を図るとかいう意味の一環といたしまして、これは大臣も局長も御承知のとおり、多くの婦人団体からの強い要望で今度の七百六十七條の改正というところに踏み切つていただいたわけでございしますけれども、これは婦人にとつてもまた離婚によつて不利益を受けることの多い子供の救済ということから考えても、大変に結構な規定であるわけですから、この法務省の統計で見ても、数はきつめて少ないですけれども、男の人数が、夫が妻の名字を唱えている場合も、これは皆無というわけじゃない。やはりそれも同時にその不便が救済できるのではないかと。これは私は思つてございしても、婦人の場合は離婚をしたために名字が変わつて非常に困つてゐるのだということをこれは訴えることもできるけれども、実際問題としていまのように男と女の社会的力の非常に差のあるときに、男の方が実は女房に逃げられて、自分は名字が変わつたのだ、困つてゐるのだということを余り訴えることもできずに困る場合も多いのじゃないかと思つてゐるので、やはりこれは婦人の地位の向上と同時に、離婚とか離縁によつて不利益を受ける人の人権を救うという意味で、ぜひとも七百六十七條の均衡上この離縁による復氏ということについても強く御検討をいただきたい。そうして、養子制度全部についての改正も必要ですけれども、とりあえずこの改正ということも早急に考えていただいたらいんじゃないか、いかがでございしますか。

○政府委員(香川保一君) 今回、離婚復氏の例外措置のこの改正法案は、先ほどお話のありましたように、国際婦人年もあり緊急に改正を要する事項で、しかも他と関係なく独立してこれだけ改正しても心配ないというふうなものを、緊急に改正するということで御提案いただいた次第でございまして、方向といたしましては養子制度についていろいろ再検討され、改善すべき点いろいろある方

もございしますが、養子縁組み離婚の場合の復氏の関係については、私の個人的な見通しをいたしましては、養子制度がどのように改善されましたか、方向的には離婚復氏の場合と同じようにいくのではないかと、いふように考えられますけれども、この辺やはり法制審議会におきまして若干いろいろ問題があるようございまして、早急に提案するまで結論が得られなかったものでございします。均衡上あるいは若干問題があるかと思ひましたけれども、それを持っておいたのでは離婚復氏のこの関係の改正法案の提案ができないことにもなるおそれがございます。したがういまして、十分御質問の趣旨を踏まえまして法制審議会において同じような方向で検討されるように私どもとしてもお願いしたい、かように考えます。

○佐々木静子君 これ、ちょうど養子縁組みについて検討しようとして、たまたま御答弁がございまして、大筋で言いますと問題点を、この事柄に関連いたしまして若干法務省でいま考へていらっしゃる養子縁組みの改正の主な点、御指摘いただきたいわけですが。

○政府委員(香川保一君) ちよっと手元に資料がなくて、養子制度について身分法の小委員会が検討されていまして、詳細ちよっと申し上げかねるのでございしますけれども、一番根本的な問題は、現在の養子制度の実態というものが法律が考へていられる運用されてくるかどうかということからの再検討というのが一番の問題点でございまして、いろいろの事例、先生も御承知だと思いますが、養子制度の乱用と申してはちよっと言葉が過ぎるかも知れませんが、さような点に中心を、スポットを当てて検討されているということでございます。

○佐々木静子君 話は離婚の氏の問題に戻りますけれども、この法務省の、いただいている本件法律案関係資料の十四ページを見ましても、「戸籍法第七十七条による氏の変更・離婚後の婚姻中の氏への変更、許可申立事件数」というものが、これは

数がきわめて少ないわけでございますね。そしてこの統計で見ますと、これは最高裁の調査による統計として書いてございしますが、認容率が大変に高いわけでございますけれども、私はこれはもちろん一応の資料として添付していらっしゃるのだと思ひますが、これは要求している人の数というものは、とうていここに出てくるような微々たるものじゃなくて、ここへ出すまでは相当多くの人が研究をし、そしてまたこの手続で自分の方の申し立てはかなり認容されるであろうという場合だけにしほつて、これは申し立てをしてい

る。これは私も法律実務を扱っております者から考えましても、非常にこういう相談は多いけれども、なかなか氏の変更というものはむづかしいんじゃないかというところで、結局申し立てをしないであきらめる場合というのがいまま大変に多いわけだったわけでございますから、だから申し立てをする人の数も非常に少いられていまして、しかも認容されているケースが非常に多いけれども、これは大変に少いられた、認容されるであろうという蓋然性のきわめて高いときに初めて申し立てをするわけだから、本当はもっともったくくさんの人が氏の変更を求めているのだということ。私のわずかな例から考えましても求めている人の例が多いということ。だから、これがそういう意味での希望者が余りないんだというふうな資料にはならないんじゃないかということ。それから申し上げておきたいと思うこと、それから、これは最高裁の方へお伺いしたいのでございしますけれども、この戸籍法の百七条のこの氏の変更手続でございしますけれども、これは以前に当委員会でお尋ねしたところあるわけでございますが、なかなかこの氏の変更の手続というものが実際はそう簡単でないというふうには私は思ふわけなんです。現実には氏の変更の手続、特に時間的に申し立てをしてから結論が出るまで、取り下げたりして

いるのもかなりありますけれども、ともかく認容にしろ、却下にしろ結論が出るまで大体平均してどのぐらいの日数を要しているかということ、

ちよっとお述べいただきたいと思ひます。

○最高裁判所長官代理者(堀分一立君) いま佐々木委員の御質問の点でございしますが、この氏の変更の審理期間だけということになりますと、大体私どもはその審理期間についての正確な統計というものを持っておりませんが、甲類審判事件が大体一・四カ月ぐらいということになっておりますが、恐らくこの氏の変更はそれよりもっと短い期間じゃないか平均が、このように考えております。

それから、特に事案を見てみますと、この氏の変更というのは、よく子供さんが学校へ行く、つまり就学する直前ごろに出てきたりする場合がかなりあるようございまして、そういうふうなのは特に早く審理をするという傾向にあるというふう聞いております。

○佐々木静子君 早く審理をするという傾向にあるというお話ですが、無論、司法のことです。最高裁の方で何日以内にやるようにというふうなことも言えないとは思ひますけれども、非常に手間取つてごたごたしている。これは、たとえば学校へ行く子供さんでも、入学の手続までに変更しようと思つていても、裁判所がそれに間に合はしてくれないければ、最初進う名前が入つて、またすぐ名前が変わるといふふうなことになつて、何のために氏の変更をするかわからないということになるわけでございます。氏の変更というものは、私は資料さえ整つておれば、むしろ即決でもやつていい問題じゃないか。これはごたごた長いことかかるくらいなら氏の変更などしてもいいないでも同じ結果になつてしまふんじゃないかと思ふので、どうも裁判所では実際に即さない、スピードの点において間に合わないように思ふんです。この点、再三申し上げておりますけれども、特に法律がこのように変わつて、前回の法務委員会の法務省の御答弁でも、たとえば婚姻中の氏を唱えるというときには、その離婚届の欄に書き入れることによつてそれができるといふふうな簡便な方法がとられているときに、一たびその手続か

ら外れて三カ月後になれば、裁判所へ持つていくとなればいろいろ書類をつくつて、しかも一カ月以上もかかるというふうなことでは全然実情に合わないんじゃないか。ひとつ、そこら辺を思い切つて手続的に大きく御検討なすつたらどうですか。少なくとも即日認容していいんじゃないか。認容に限りませんけれども、認めていいんじゃないかというふうには思ふわけなんです。そこら辺は最高裁の方で何とかできないわけなんですか。

○最高裁判所長官代理者(堀分一立君) このたびの法案が提案される模様が私どもにわかりましてから以来、そういう点をいろいろ検討しましたし、また今年度に入りまして会同その他の際に、この問題を現場の家裁の方々に周知徹底するような趣旨で、早く審理をするようにということについて私どもから要望をしてきております。大体、第一線の家庭裁判所の意見というのは、申し立て事件について資料が十分整つてい場合はその書面だけで審理をするということとは可能だけれども、書面だけで足りない、やはりこれは子供の復氏のことに関係する事案でございしますから、そういう点についてどうしても調査しなければ判断できないという事案がやはりあるように申します。そういうふうな事案は、ただいま佐々木委員の御要望のようになるべく早くやる、おかれてはやはり非常に迷惑かけるというふうなことで極力早くやろうというふうな、そういうふうな意見でございました。私どもも今後また重ねて同様のことを第一線の家庭裁判所の実務の方々に要望していきたいと、こういうふうには思つております。

○佐々木静子君 これは、再々くどういふようございしますけれども、国民の方の要求していることが、行政の方で受けとめる受けとめ方と、家庭裁判所の方で受けとめる受けとめ方というものが、私は非常に感覚的に違ふと思ふんです。違つてあたりまえだと思ふんですけれども、それで、ともかくちゃんとやつていただくこと、このほか、簡単にスピーディーにやつていただくという

れわかりますけれども、制度的にもう少し国民の要求にマッチするような受け入れ体制というものを、もとと根本的に考えられたらどうですか。

○最高裁判所長官代理者(橋分一立君) ただいまの御要望についてでございますが、離婚復氏のこのたびの改正につきましては三カ月さかのぼるということになっておりまして、恐らくいま佐々木委員がおっしゃいましたのは、それよりも前の分が家庭裁判所に出た場合のことを主として対象としておっしゃっておられるやに伺うのであります。が、私どもといたしましてはその法の及ぶそれより前、さかのぼるそれより前の事案については、一般の戸籍法百七条の改氏改名の通常の事件にそれが埋没いたしますので、おっしゃられるように、私どもは先ほどもお答えいたしましたしたが、ことしの初めから第一線の方々に、そういうこのたびの改正のねらいとする趣旨なんかを説明いたしましたので、迅速に審判がなされるようにということを要望をしてきておるわけでございまして、その具体的な個々の手続の細部に至って運営をどうするかということとは、いろいろ検討して見なければなりませんけれども、全然調査をしないで審判をしてよろしいということは事務当局として申せませんので、そこら辺をなるべく迅速に、その両方調和しながら努力していきたい、こういうふうに思っております。

○佐々木静子君 これも何回ものことになりましたけれども、一応の書面が整っておれば、それでもうばんばんと出していいんじゃないか、よっぽど特別な場合を除いて、非常に手間がかかっています、いままでの例では。もうとつても実情に即さないことを、国民の側に負担がかかっている。家裁の趣旨から言ってもこれはおかしいんじゃないかというふうに思いますので、これはさらに検討事項として、またこれが法改正になっていろいろそういう問題が私はかなり家裁にどつと来るんじゃないか。また、これは法改正以前の離婚というふうに局長は限定されておっしゃったけれども、私は前回の委員会での審議の中にも出ておりました

三カ月の間を徒過してしまった人もこれからまだまだ出てくるんじゃないか。その人たちがいまかからだったつたら家裁へ持つていかなくちやならないというケースもいろいろ出てくるんじゃないか。ですうから、やっぱりこういうことに對して受け入れを考へていただかないといけないんじゃないか、制度的に。これを重ねて申し上げて、またこれは法施行になつた後に、その実情などについていずれ質問をさせていただく機会があると思いますが、余りそれが暇がかかつて困ることにならないように重々お願いしておきたいと思ひます。

それから、きょうは前回質問なすった近藤先生がいらつしやらないのでございますけれども、若干、この離婚に際して氏の変更というようなことから、この親権者と子とが同一戸籍の方がいいのではないかというふうな議論が展開されておりましたので、そのことにも若干触れてみたいと思いますが、まず、離婚に際して親権を行うべき子供がいる場合に、母親が親権を行っている場合がこれは何%ぐらいになっているか、これは法務省の方でおわかりでございますか。この資料の十三ページを見ますと、「離婚後に妻が親権を行う子の数」というのが載っているわけでございますけれども、妻が親権を行うのが全体の何割になっているのかとか、そういう統計がないわけなんです。これは戸籍の面を計算すると当然出てくると思うんでございますが、そういう統計はないわけですか、いかがですか。

○政府委員（香川保一君） ただいまの御指摘の点は、的確な統計をとっておりませんので、正確な数字を申し上げかねると思いますが、いろいろの資料から推計いたしますと、約六割から七割ぐらいがさような事例になっているんじゃないかと、かように考えている次第でございます。

○佐々木静子君 これは離婚による復讐の人が九八％ぐらいを占めている。そして子供の親権者になる母親が六割から七割ということだとすると、これはいまのところでは子の氏の変更の手続をとらない限りは、この六割ないし七割の人が親権を

受ける子供と親権者である母親と別戸籍になっていると思うわけでございますね。これはそうすると、子の氏の変更によつて何件ぐらいがその親権者の戸籍に入ってきているのか、それはおわかりでございますか。これは家裁の方でおわかりでございますいますか、年間何人ぐらいの子供がその親権者の戸籍に、親権を受けるべき子供が入ってきているのか。

○最高裁判所長官代理者(堀分一立君) ただいまの御質問でございますが、家庭裁判所の統計を見えますと、子の氏の変更の許可を求める件数が昭和四十九年は六万六千件ぐらいございました。五十年は若干ふえまして六万九千件余り、七万件足らずというところになっておりますが、この既済の事件を見ますと、大体九十数%認容しておりますのでございます。これがその親権者との組み合わせの統計をとっておりますので、子の氏を変更することによってその親権者と同じ籍に入れているかどうかということの数字は、私どもちよつと把握できないのでございますが、大体氏の変更を求めているような事案はほとんど親権者の方から求めているんではなからうかというふうな感じ、これはほんの感じだけでございますが、そういうふうに見守っております。

○佐々木静子君　それでは、この間の近藤委員の御質問によりますと、これは親権を行うべき者が決まった場合には、むしろ子の戸籍は親権を行うべき者の戸籍の方に当然に入るようにすること、ものとひとつ検討してみてもどうかという趣旨の質問であつたと思うわけなんですけれども、私はこれは非常に問題があると思うんです、もし、そういうふうな向きで法務省が検討されるというようなことが起こると。といいますのは、これは親権、まあ原則として、一般論とすると、父親が仮に親権者でなくなつても、自分の戸籍の中に子供が入つていると、これは日本人の感情として、やはりこゝの子供は自分の子供だから生活のめんどろも見なくてはならないし、父親としての義務も果たさなければならぬということが――これは別に戸籍

がどっちになっても父親としての義務は同じことだけれども、いまの日本人の感覚からすると、同一戸籍にある以上自分に責任があるというような感覚が非常に強い。ところが、いまの御質問のように母親が親権者になった場合に、もう自動的に子供の戸籍は母親に移るとなれば、これはさききだに母親が親権者になった場合に父親が子供の扶養料を――養育料を払わないとか、あるいはいろいろの問題が起こってくる場合に、特に父親が再婚したような場合は邪魔になってくるというふう

な問題が起こりがちなところに、これは拍車をかけるようなことになって、いわゆる形式的平等の行き過ぎであって、結局自主的平等がそれによつてますます阻害されるんじゃないか。しかも、親権者が母親になつた場合にそのまま子供の戸籍も親権者の戸籍に当然に入るようなこととするということは、これは男女の平等の問題よりも親族法においてほつと基本的である子供の利益ということがいまの議論の中では非常に薄れてしまふんじゃないか。ですから、これは父親の戸籍に入れておいた方が子供が不利益を受けるということもたなくさんのケースの中にはこれは無論あると思うので、そのときは親権者である母親が子供の戸籍をで、自分の戸籍に入れればいいのであって、これは一般的にいまの日本で母親が幾らがんばつてみて一般的にいまの日本で母親が幾らがんばつてみて一般的にいまの日本で母親が幾らがんばつてみて一般的にいまの日本でも、父親の戸籍に子供があつた方が子供が経済的にも就職とか結婚とか、まあ結婚は未成年者がやや場合場合は少ないけれども、何かの場合大変に子供

の利益にいまの日本の現状においてはつながらざる場合が多いんじゃないか。そういうふうにと考えると、私は先日の法務委員会で出された近藤委員の質問に対しては非常にこれは形式論であって、子供の利益を損なうことになる、あるいは母子家庭というものが置かれている母親とその子供の苦しみと非常に大変なことであるということについての実情と、それから頭の中に描いた男女同権ということについての認識等の間にかなり実情に大きなずれがあるということを見落としていらっしゃるのではないかというふうに思ったものですから、

これは法務省当局とすると必ずしもそのように検討するという御答弁ではなかったように、思うわけですけれども、これはやはり子供の利益ということから考えるとそう簡単に母親が親権者だから自動的に子供を親権者である母親の戸籍に入れるというふうな改正というようなことは、これはもうほど慎重に考えていただかないと子供が大変な不利益を受けるということを私の意見として申し上げたいんですが、これは法務省としてはどのようにお考えですか。

○政府委員(香川保一君) 離婚いたしました場合に、子供の親権者が母親になっておる事例が先ほど申しましたように非常に多いというのは、結局は離婚の実態が婚姻後五年ないし六年ぐらいのところで非常に集中的に多い。したがって、子供が小さいわけでございます。その場合に母親が親権者になっておるとするのは、つまり小さい子供の養育ということを考えますと、籍は父親のもとに置いておいても、実際問題として子供の養育は父親では容易でないということから、子供の幸福を考へての母親を親権者にするという現象だろうと思ふんであります。お説のとおり子供の将来の幸福をいろいろの面から考えますと、やはり母親が親権者になって成年になるまで母親が子供の養育をするということとは必要でございますけれども、さればと言って子供を父親の籍から抜いて母親の籍に入れるということは、具体的な実態の調査をしたわけではございませんけれども、およそそれが

国の社会の实情を考えますと子供として決して幸福なことではない。むしろ小さい子供を是が非でも母親の籍に入れるというふうなことは、むしろ母親のエゴではないかというふうにも思うのでございまして、確かに今回の離婚復氏に關連しまして民法の七百九十一条の規定との關係から、一部には当然子供を母親の籍に入れるようにした方がいいじゃないかという御意見もございますけれども、私どもとしてははちゆうちよせざるを得ない。やはり子供の幸福ということから考え、わが国の社会の实情から考えれば、養育は母親がするとし

ても、籍は父親のもとに置いておいた方が大多数の子供にはかえって幸福じゃないかと、かように考えているわけでございます。

○佐々木静子君 その御答弁を聞いて大変にありがたいと思いますが、本日は母親の戸籍に入れても子供が不利を受けないところまで本日の意味の男女同権というものが実現するということに全く望ましいわけですが、きわめてごく特異な例を除いては私はそういうことはほとんどまれな例ではないか。私など離婚事件の代理人をやつて、かつ婦人の側から頼まれるケースが非常に多いし、離婚のときには子供の母親は子供の親権者になりたがり、子供の戸籍もこちに持つてきたという主張が大変多いわけですが、少なくとも子供の籍は子供が大きくなってから考えたいのではないかと、このことで説得して、結果的に喜ばれていることが多いわけで、私の経験から、わずかな千件か二千件の経験ではございませうけれども、これはやっぱり法務省の方で、まず婦人の権利も大事ですけれども、結局そういうことで子供を抱え込んで母親が大変に苦しまなければならぬということ、結局そう権利を守つたということにもならないわけだし、やはり離婚の方においては子供の利益ということを中心になつてぜひとも今後もお考えをお進めいただきたいということをお願いしたいと思ひます。

それから、いまの今度の改正で離婚による復氏というものが自由になつたということの改正でございませうけれども、これはすでに新聞とかあるいは雑誌などにも載せられておりまして、中にはもうそうなんだと思つてゐる人も大分にいます。うでございませうけれども、まだそういうことになつてゐるというところは、今度そのように改正になるということを知らない人もずいぶんいるわけでございます。そういうことから考えますと、今度この法改正ができましたならば相当力を入れて国民にPRしないことには、せっかくのこの改正による恩典に浴するチャンスを失う人も多いだろうし、また逆に同じ名字であればまだ婚姻中である

場合にのみ限られるんだと思ひ込んでおる人もあつて、中には取引の安全というものを、一時期混乱が起らないとも限らないというふうにも考えられるわけでございますけれども、この法改正を国民に全面的にPRして、しかも国民の意識の中に定着さしつゝという場合です、これはいまだ法務省としての具体的などういうふうな方法を考へていらつしやるのか。これは大臣いかがでございますか。

○国務大臣(稲葉修君) 政府の施策についての国民へのPRは、総理府に広報室というものがあつて、これが主としてつかさどつておりますので、この制度をフルに活用して大いにPRをしたいというふうに考へております。

○佐々木静子君 局長とするとどのように考へてございませうか。

○政府委員(香川保一君) 一般的なPRの方法としては、いま大臣が御答弁になつたことでございませうが、最小限こういうことを知らなければならぬ離婚届け出しちやつて三カ月たつてしまつたというふうな当事者と申します、直接関係人の知らないための不都合ということも十分予想されますので、きのうも御答弁申しましたように、大半である協議離婚の場合の届け出書におきまして、そのような欄を設けて、それによつてぎりぎりのところで十分そういうことが認識できるようにしておこうというふうなことです。それから、事柄は戸籍届け出と密接な関係を持つことでございませうので、市町村の窓口におきましてそういうPRの手段を講じたい、かようなことを考へております。

○佐々木静子君 せっかくのこの婦人の地位の向上と権利を守る規定でございませうから、この恩典に一人でも多くの人が浴することができるよう、落ちこぼれがないようにぜひとも万全を期していただきたいというふうに思つてございませう。

それから、前回人事訴訟法についてお尋ねいたしました、時間の都合で十分に質問させていただきます。

ただいておらないわけでございますけれども、この人事訴訟法の管轄の規定が非常に複雑だということをお前回も質問したわけでございますけれども、この人訴の管轄、これは確定判決が一つの婚姻事件について幾つも出ては困るということから、専属管轄ということにしてらつしやるというふうになつたわけでございますけれども、これはやはりなぜ専属管轄にしなければならぬのか、私は一応の論拠はわかりませうけれども、たとえば家庭裁判所で婚姻事件が審理されるとき、たとえば家事事件で、家事審判規則の百二十九条では「調停事件は、相手方の住所地の家庭裁判所又は当事者が合意で定める家庭裁判所の管轄とする」というふうになつてゐるようになつてございませうけれども、これにしたらところで結局調停離婚が成立したとすればこれは確定判決と同一の効力を持つわけですね。このように非常に緩やかな、当事者の便宜といふことにウェイトを置いた家事審判規則といふものが一方にある。ところが一方では、これがたゞ地裁へ人事訴訟といふことになれば、同じ婚姻事件でも専属管轄ということで大変に縛られる。私は、これは地裁の判決であつても家裁の調停であつてもこの効力は異なるわけじゃないわけでございますから、やはりもっと柔軟に考へてもいいんじゃないかというふうに思つてございませうが、なぜ家事審判規則と異なつてこれだけ厳格な専属管轄という規定をここに設けなければならぬかつたのか、その点を伺ひたいと思ひます。

○政府委員(香川保一君) 婚姻事件につきまして、理論的に絶対専属管轄でなかならぬというふうなことではないかと思つてございませうが、やはり人事訴訟法によるこういった身分関係の変動を伴う訴訟事件につきましては、一般の訴訟事件と異なるいろいろの特殊性、たとえば公益性が強いといふこととか、あるいは裁判所の職権調査、職権証拠調べが前面に出るとか、あるいは当該事件が適うな特殊性があることから、やはり当該事件が適

正迅速に処理されるという観点から考へると専属管轄の方がベターであるといふような政策的な配慮だと思つております。で、たゞいまお話になりましたような、仮にこれを一般事件と同じようにもつと管轄を広げるといふふうなことになるに、かえつて離婚事件で考えれば相手方の不利益と申しますか、不便につながるおそれもありますし、あるいは証拠収集が困難だということから事件の処理がおくれるといふふうなことも相なるうかと思つてございませう。さうな意味で、この婚姻事件の特殊性と当事者の便、不便あるいは証拠収集の難易というふうな観点から考へまして、理論的には専属管轄をとつた方がよろう。ただ、現在の人訴の規定のように婚姻中の氏を称するものの住所地のみの専属管轄ということでは当事者の不便な場合もあり、また証拠収集がむづかしいという場合もございませうので、その面は是正を図るということが今回の改正でございませう。これを一般事件と同じような専属管轄の制度をやめてしまつたといふことはちよつとちよつちよつと感ずる次第であります。調停事件の方は、これは御承知のとおり調停の制度は当事者の話し合いによつて事件の円満な解決を図る、といふところに力点があるわけでございますので、一応相手方の住所地あるいは合意による土地の裁判所の管轄ということに原則的にはなつておりますけれども、それよりももっと広くどの裁判所に申し出てきても自庁処理といふことでその裁判所に管轄を持つようになつてございませう。また移送も非常に広範に認められておるわけでございます。審判による場合も同じようなことになつておるわけでありませう。これはやはり当事者の話し合いによる互譲の精神に基づく事件の円満解決ということに力点を置くといひますと、この裁判所でないならぬといふような専属管轄といふふうなものを設けることはその趣旨からいへばかといふ配慮だろうと思つてございませう。したがつて、それぞれの人訴による訴訟事件と調停の特殊性と申しますか、制度の趣旨に応じた裁判管轄ということを配

慮している、かようなことになると思うのであります。ただ、今回の改正で考えておりますのは、一応専属管轄として第一順位から第三順位までの裁判所を考えておりますけれども、その中でやはりどの裁判所で審理するのが適正、迅速な処理にふさわしいかということの問題もあらうかと思ふのであります。さようなときに備えて当事者の申し立てた裁判所にだけ専属するというのではなくて、裁判所の職権移送というふうな道も設けてケースごとに妥当な裁判所で裁判ができるようにという配慮もしておるつもりでございます。

○佐々木静子君 いまのお話のように、できるだけこれは便宜的に考えていただきたいと思うわけです。というのは、これまで法改正にはなっていないですけれども、いまの法律による人訴法によっても、調停はわりと緩やかですから、わりに便利な家庭裁判所で行われる。ところが、不調になつたら普通一般の調停を受けている当事者はそこに対応するその所の地方裁判所で当然受理してもらえらるゝとみな頭から思ひ込んでいてございまして、それが法律がこうなつていてこうなつていて、これがこゝではだめなんだという説明を受けるわけでございますね。今度法律、人訴の改正になつて、そこでできる場合も前よりも多くなつてくるというふうに思うわけですが、やはり余り一般の国民感情と食い違わないように、ひとつできるだけの専属管轄というふうな規定は今後の立法の趨勢とするとできるだけ余り取り入れないように、主権者である国民が便利に裁判を受けることができるように、管轄についても国民主権主義にのつとて、国民の便利というところにウェイトを置いて改正を進めるといふふうに今後の法改正を考えていただきたい。この問題だけじゃなしに、いろんな法律の問題において、これは専属管轄というものを、一般事件とおっしゃたけど、専属管轄と決まっています事件は特別な事件で、普通はそう裁判の管轄が専属管轄じゃなく

て、一般的に緩やかにされておるし、これから先はもっとも緩やかになつていっていいんじゃないかというふうに思うものですから、私の意見を述べているわけですが、そのあたりはいかがでございませうか。

○政府委員(香川保一君) 当事者の便利なようにということ、これはしかし推し進めてまいりますと、やはり裁判なり調停なりによつて事件の解決をするということでございますので、その事件の解決が適正、迅速にされるということが一番当事者の望むところだと思ふんであります。したがつて、単に距離的に、たとえば住んでおるところから一番近い裁判所が便利だから、その裁判所でもできるようにというふうに単純にいかぬ面もあると思ふんであります。やはり単なるそういう距離的な近さというところだけではなしに、それぞれ事件に応じた、当事者が一番望んでおる事件の適正、迅速な処理ということを中心にして管轄を考へるということになるわけでありまして、佐々木委員の御質問の趣旨もそういうことだと思ふんであります。そういうふうな観点から考えました場合に、理論的に専属管轄を貫かなきゃならぬかどうかというふうな問題は確かにあると思ふんであります。さような趣旨で当事者の最も望んでおる適正、迅速な処理にふさわしい裁判所はどこへ持つていけばいいかというふうな観点から管轄を考へる必要はあるということとは同意見でございます。

○佐々木静子君 ぜひ当事者の便宜ということもさらに御検討いただくということをお願いしたいと思ひます。そして、今度のこの改正というものが、まあ実に多くの婦人の期待が寄せられたものであつて、私の方の手元にもう大体三十万ほどの請願書とか、あるいは嘆願書というものが集まつた。これはほかの方々にしても大体同じことが言えるんじゃないかと思ひ、法務省の方にもいろいろの要望とかあるいは嘆願が寄せられたというふうに思うわけでございますけれども、この民法の一部改正というものが本当にこの千何条あ

る――親族法、相続法だけをとりえらるゝとまあ三百条ほどだと思ひますけれども、その中の部分的にはごくわずかな問題ではございませうけれども、しかしこれが大きく婦人の地位の向上ということの確かに第一歩ということの意味を果たすのではなからうかというふうに、私も婦人の一人として大きな期待を持つておるわけでございます。また総理府のこの婦人問題企画推進本部で、婦人に関する政策の中にも、この家族法における男女平等というものが大変に大きなウェイトを占めて、特に今度の民法改正というものが評価されているというところを、私も要望してきた者の一人として、また早速に取り組んでいただいた法務省の当局の方々にこの機会に心から敬意を表したいと思ふわけでございますが、それと同時に、まあ実は大臣も御承知のとおり、この氏の問題ばかりじゃなしにいろんな問題が婦人団体から寄せられておるわけでございます。まあ一番多くの婦人が強く切望しておることと言へば、婦人の権利を守るための、特に婚姻が継続している場合は必ず守られておる場合が、一部の例外を除いてはまず守られておる場合が多い。一番婦人として関心があるのは、その婚姻関係が終了した後の婦人の財産権の問題というところになつてくるんじゃないかというふうに思うわけでございます。まあ、婚姻関係が終了するかどうかとしては生別と死別とがある。生別の問題についても、いま氏の復氏の問題という問題で確かに前進はしたけれども、この生別後の婦人の財産権の確保ということについても本当はもっとも考へていただきたい。これはいろんな政党でも御討議なさつておるわけでございますけれども、これは法的にももっときつちりしたものにしていききたいということが私の切望でございますけれども、特にいま一番一般的な問題として、大ぜいの婦人が夫に先立たれることが非常に多い。まあその場合に、その後の、夫に死に別れた後の老後の生活ということが大変にいま関心が深いんじゃないか。しかも、いま社会福

祉というふうなことがいろいろ叫ばれておりますけれども、社会福祉のうちの最も主な問題を占めるのは、婦人の老後の生活保障というふうなことになつてくると、もうやはりこの相続法の改正ということこそ一番望まれておるんじゃないかというふうに思うわけでございます。そういう意味で、私も社会党あるいはいろいろな婦人団体からも、またそのほかの政党からも、相続法を改正してもっと妻の地位を高めてほしいという要望がいろいろと出されておる。また私も先般本委員会に相続法の改正案を、いま妻の相続分をもっと引き上げる、そうして相続順位を兄弟姉妹よりも上位順位にするという改正案をいま提案しているわけでございますけれども、現実には相続の問題についてこれはどこへ行きまして、一番関心の深いのは、まあ相続財産がたゞさんある場合はともかくとして、自分のいま住んでおるところとか、あるいはいまあそこの持ち家であればまだある方でございますけれども、何もない。とりあへずはそこが非常に多いわけでございますけれども、ところが、いま夫が死亡して、たとえばその財産といえは自宅しかない。それが三分の一しか妻が相続できないというところになつてくると、子供たちが遠隔の地に住んでいたり、あるいは別に住んでおるような場合は、もう家を売ってお金で三分の一と三分の二に分けていかなければならない、こういう問題が非常に多くて、結局夫に死なれたというところのほかに、いままで住んでおられたところも失わなければならないという婦人がこれは実に多いわけでございます。まあ昔から女三界に家なしという言葉がありますけれども、文字どおり物理的に三界に家がないという状態に追い込まれるわけでございますけれども、この相続法の改正の中で、私は特に強くお願いしたいと思ひますことは、とりあへずですね、この婚姻生活中に居住していた家、これは持ち家であらうと借家であらうと、そこにその権利をですね、他の相続人が仮に

あつても妻がこれが優先的に独占的に——独占的というところと言葉はきついかもわかりませんが、その居住権を、この家の権利を、持ち家の場合は当然所有権ということにもなつてくると思ひますけれども、保障することができるようなことをせよとひとつ考へていただかないと、これは幾ら三分の二、三分の一と言つてみたところでこれは家しか財産のない人あるいは特に借家権しか財産のない人の場合には、この小さいものを三分の一にするか二分の一にするかと言つてみたところで、ともかく家を売つて、あるいは家を明け渡して出ていかなければならぬということ、結局家がなくなることになる。そういうことから考えますと、住んでゐるところの住宅の所有権なり賃借権といふことは、妻が相続できるように、何とかとあえずその問題に取り組んでいただけないか。その点について法務当局はどのようにお考えでございますか。

○政府委員(香川保一君) ただいま御指摘の問題が、まさに相続法の再検討の場において最も考えなきやならない問題の一つだと思つてゐるものであります。相続法の改正、特に配偶者の相続分については三分の二に引き上げるといふふうなことで、議論が非常に多くなされておりますけれども、それもそれなりに十分意義のある、検討しなきやならない問題だと思ひますけれども、わが国の相続の実態から申しまして、さういふ画一的な申請と申すか、単なる相続分をどうするかというところだけではどういふ解決できない、これはまあ積極財産がたかさんでございまして、そういうふうな場合にはそれで十分妻の生活安定と申しますか、法的地位の向上が図られるだろうと思ひますけれども、大半の国民の場合には、さういふプラスの財産がたかさんある場合だけではなくて、場合によればマイナスの財産の方が多いという場合もあるわけでございます。さういふときに単に妻の相続分を三分の二に引き上げてみたところで、借金ばかりたかさん背負ひ込むといふふうなことになつた

んでは、これは決してそのケースにおいては妻の生活安定といふふうなことにはならないわけでございます。さういふ意味で相続法の、特に配偶者の相続分の問題を考えます場合に、さういふ画一的な単なる相続分の引き上げといふふうなことで、私は問題は決して解決しないといふふうな思ひでございます。いま例示されましたように、借家権がある、あるいは住んでおる家の所有権があるといふことになりまして、それを仮に三分の一あるいは三分の二相続してみても、相続人間でそれがその家に住むか、遺産の分割といふふうな問題になつてまいりますと、切実に配偶者がその家から出ていかなければならぬといふふうな問題にもなりかねないわけでございます。さういふ意味で配偶者の相続法における地位の向上と申しますか、眞の解決になるような方途といひましては、いまおっしゃつたような借家権の場合には、少なくとも妻は其の夫を失つた場合にその家に借家権を承継して引き続き住める。しかもそれが持ち家である場合には、所有権はともかくといたしましても、妻がその家に住み続けることができないといふふうな、少なくともさういふ保障は、これは生活の本拠の問題でございます。必要ではなからうかといふふうな考へるわけでございます。さういふことのほかに、いろいろさめめの細かい問題やはいり考へないけれども、とでございまして、昨日も申し上げましたように、法制審議会におきまして最も要望の多いこの相続法の再検討の問題に精力的に取り組んでいただくことにいたしておるわけでございます。その場合に、いま申しましたようなことを十分踏まえて精力的に検討していただきたいといふふうに思ひますが、先生御承知のように、相続法の改正といふのはいろいろの問題が絡んでおりまして、全体的な再検討の結論を得るというには私は一年やそこらではちよつと無理ではなからうかといふふうな思ひでございます。しかし、全体との関連なしにこれだけは切り離してもやってもいいと、改正してもいいといふふうな結論を

出していただくことも当然考へられるわけでございます。さういふことで幸ひにも本年中に、いまおっしゃつたような問題も含めまして、それだけ切り離して早急に緊急の改正の必要があるといふことで法制審議会の方で結論をいただきますれば、それに応じてできるだけ速やかに国会にさういふ案を提出するといふこともいたしたいと、さういふ方向でできるだけ法制審議会にもお願いいたしまして、少しづつでも善は急げで解決してまいりたいといふふうな考へておるわけでございます。さういふことでひとつ御了承願ひたいと思ひます。

○佐々木静子君 これは大変に前向きな御答弁をいただいて感謝したいと思つてございまして、けれども、大変にいろいろな点でむづかしい問題があらうと思つておられるけれども、一番切実な問題は、夫が死んだ後、そこに引き続き住めるかどうかといふことが一番妻にとっては基本的な問題でございますので、ともかくその問題を、相続法の全部の改正に先駆けてその問題だけでも改正することができましたならば、これはそれを前提に踏まえて、他の問題の相続法をどうするかといふこともまたおのずから変わってくるわけでございます。ともかくまずその問題を早急に鋭意取り組んでいただきたい。法制審議会でもいろいろと御議論があらうとは思ひますけれども、ぜひともこの問題は前向きにお願いしたいと思つてございまして、たとえばこれは税金の面においても、夫婦間の財産の贈与については、居住用の財産については、これはつとに免税の特例が早くから設けられておるといふようなことも、その配偶者の一方が死亡した後に、その残存配偶者がその居住する場所を確保することに何となくかしなければ——他の財産権に優先して考へなければならぬといふ一つの考へ方のあらわれだと思ひます。また特に、これは昭和四十一年でございまして、借家法の改正で、本来相続権のない、婚姻當時にまだ届け出が出てなかつた内縁の妻とかあるいは事実上の養子に対しても、借家権の相続を

認めていられるといふような改正が行われている、非常に社会的な立法が行われているといふ趣旨から考へましても、これは当然その内縁の妻とか事実上の養子にまでそこまで幅広く、これは当然のことだと思ひますけれども、その居住の権利を与えようといふ立法の趣旨から見ますと、これは当然に残存配偶者、特に妻の場合が多いと思ひますが、妻が夫が死んだ後その居住権を、あるいはその夫の所有しておつた住宅の所有権あるいは借家権を確保できるということは、老後の生活をはかる意味で一番の大前提になると思つておりますので、いま重ねてお願い申し上げておきたいと思ひますが、ぜひとも鋭意お進めいただきたく思います。そして、いまのお話で大変意欲的に取り組んでいただけたといふ趣旨のように承つたわけでございますが、大体法制審議会にお諮りになつてどのぐらいの時間で法務当局としたらこの問題を取り組めるか、成案が得られるか。私はこれはもういますぐにでもやつていただきたいといふふうに思つてゐますが、もう国会がこれだけ終わつたといふときに、いまさういふ無理なことをだと思ひますが、次の通常国会には間違いなく御提出できるでしようか。これはもうぜひともそのぐらゐにやつていただかないと、これは世界行動計画、国内行動計画にしても、婦人の権利を守るスケジュールというものは十年間に限られておるわけですし、もう五年後には中間報告もしないといひけない、二年ずつには国連に報告もしなければならぬといふような差し迫つた状態にいまあるわけですから、これはいかでございまして、秋ぐらゐには成案を得られるか——ぜひとも私はそのようにお願いしたいんですが、いかがでございましてか。これは局長もそれから大臣からもお答えいただきました。

○政府委員(香川保一君) 法制審議会の中で民法部会の身分法小委員会におきましてこの問題を議論していただくことになるわけでございますが、私どももいたしましては、今回この改正法案の關係、それ以外の相続のいろいろの問題につきまし

ても国民の要望が非常に強いわけでございますが、やはり民法の相続法という基本法でございますので、全体的な問題としては相続法の全面的な改正案というものは、先ほど申しましたようにことしつぱいであるというふうな自信は、率直に申し上げまして私にはございません。恐らく法制審議会におきましても、問題がむつかしいだけに、急いでやるというたしきもやはり慎重な審議がされることは必然でございますので、全般的な改正はそう簡単にはいかないだろうというふうな思いであります。しかし、これだけは切り離しても全体との関連上問題がないというふうなこと、いま御例示になりましたような問題は、あるいはその一つかと私は思うのでありますが、そういう問題も含めまして、実は近々身分法小委員会における審議のスケジュールを部会長、小委員長とも御相談して小委員会に諮って決めていただくことをいま手続的に進めておるわけでございまして、さような意味では私は私どもが得られるものは得たいということで極力お願いいたすわけでございますが、法制審議会のことでございまして、しかし問題が問題でございますので法制審議会におきましてもできるだけ速やかに結論を出すように、言いかえれば今年いっぱいいかかりまして、さような緊急の問題について結論が得られるように精力的に御審議が願えるというふうに思っておりますのでございまして、さような結論が出れば、全般的な改正はしばらく御猶予願わなければと思ひますけれども、改正して差し支えない分は切り離してでも、一番早いところと申しますればこの次の通常国会ということになるんでございしますが、さような方向で極力努力したいというふうに考えております。

○国務大臣(稲葉修君) 民事局長の御答弁で大体御了解していただけたとは思いますが、憲法第三章の二十四条等を中心といたしまして、内閣憲法調査会におきまして第一委員会、委員長は眞野毅さんだったと思ひます。亡くなられた坂西志保さ

んとか中川善之助さんとか私ども、この第一委員会に属しておりますので、十四条や二十四条を中心として憲法の命ずるところがわが国の民法、ことに身分法等においてはいろいろ問題があると。佐々木先生先般来貴重な御意見の御開陳がございまして、その点について、佐々木先生の御意見全部ではなかったかも知れませんが、三十九年に答申をした、報告書を出した内容を覚えていられるわけはありますから、みんな。そういう点で佐々木さんのおっしゃるそのことについては、国際婦人年を機会に大いに盛り上がってきたことは事実でございますけれども、当時の憲法調査会の中でも大いに議論されたところであります。おかげをもちまして、佐々木議員を頂点とする衆参両院の婦人議員の非常に精力的な御努力の結果、法制審議会におきましても、ただいま局長の申し上げましたとおり、まあ十分ではありませんけれども、今回の改正が一方、それから、先ほどの相続法における改正の検討を鋭意進めておる次第であります。私は法務大臣であるのみならず、法制審議会の会長でございますから、興味深く佐々木委員の御意見や質問を聞いております。そういう段階にきまして、いまとりあえず早急に行うべき相続法の改正部分につきましては、さらに法制審議会身分法部会長にも局長からよくお願いをして、次の通常国会になるべく間に合うように促進いたしたいと存じます。

○佐々木静子君 大変に心強い御答弁をありがとうございます。大臣が昨年の秋の予算委員会におきましても、自分は常に妻の味方だとしてがんばるとおっしゃっていたので、私も大変に心強いのと思つておるわけでございします。何だか三木内閣はあやしい、屋台骨が危ないというふうな話もあるわけですが、大臣、これだけはずいぶん御在任中に、まあずっとがんばって大臣でいてくださるといふわけですが、ともかくこの問題は大臣が極力推し進めていただきまして、この次の通常国会に必ず政府案として提案していただけるように、重ねて強く要望しておきます。民

事局長、大丈夫でございますね。いかがでございますか。

○政府委員(香川保一君) 御要望の御趣旨、これは婦人のみならず一般国民の非常に関心の強いところだと思つてございまして、御趣旨を踏まえまして、法制審議会にも十分御尽力願うようにお願い申し上げます。

○佐々木静子君 大変に私も心強い御答弁をいただいております。この民法の一部改正案、これも婦人の権利を守るためにぜひとも大事だし、また同時に、これから質問したい点で戸籍法の改正についても、これは男女同権を実現する意味においても大事な規定だということで、これ鋭意取り組んでいられるわけでございしますが、それではまあごく一部、続いて次の国会でまたその相続法において婦人の権利を守るために政府が御努力いただくと、政府案として提出できるということ、まあ確約していただきまして非常によいし、法務当局にもぜひとも今後ともがんばっていただきたいということを申し上げてお願いしておきたいというふうに思つてございします。

そのように改正できまして大変にありがたいわけでございますが、この戸籍法に今度問題を移すわけでございますけれども、いま物理的な家のことを申し上げたわけでございますけれども、これはまあ日本では昔から女三界に家なしと言われるけれども、この戸籍法を見ておきますと、私は実によく感じます。この法律の規定から言つて、それから婚姻するときに婚姻当事者が別の戸籍をつくるというふうになっておるわけでございしますけれども、また事実上そうだけれども、この戸籍の氏が、大体九八%以上が夫の氏に変わるというところは、戸籍の筆頭者が夫になるということになるわけでございしますから、結局この戸籍を見ておられますと、女は初めは生まれた父親のうちにあり、それから夫の戸籍に入り、そしてそのまま終わることもあれば、離婚とか何とかいうことになれば夫の戸籍から出てまた親の戸籍に入

る。結局、戸籍法の規定は男女同権ということになっていられるけれども、実際の日本の戸籍を見ると、男は余り変わらなけれども、女の一生というものは戸籍によって振り回されておるし、そして夫が筆頭者である限り、その夫の同一戸籍に載つておる者は、その夫を中心に筆頭者との続柄として出てくる。そういうことになってくると、やはりこれは夫中心のもう家父長制の家族制度というものが、形の上ではもう家はなくなつたと言いつても、戸籍を見ると厳然とここにもどおり家族制度というものが残っていると思つておるんです。ですから、私はもうかねてこれは言つておることを改正するならば、いまだと戸籍法というものを反対ではありませんが、これはやはりこの最初の戸籍法の改正が中途半端になつたからこういうことになつてしまつたので、戸籍というものは、人間が個人として尊重されなければならぬという法の精神から考えても、当然一人一人の戸籍というものに切りかえなければならぬ。そして、その戸籍を見るならば、一人一人の、男であるかと女であるかと、いつ生まれて、いつ結婚して、そしていつどうなつたというふうな、これは個人個人の履歴として戸籍に書かれるというふうな、一人一人の戸籍法にならなくっちゃ私は本当は家族制度もなくなないし、婦人は解放されない、私はそういう考え方を昔から持つていられるので、これは家の制度がなくなつたとは言ひませんが、やっぱりここに戸籍法を見ると、これはやはり家の制度がある。戸籍の法律のたまえから言つて、何の何がしという男と何の何がしという女が結婚して新しい戸籍をつくるわけですから、それはそれで夫の半分の幅で妻が出てくる。そして、それから後、婚姻によつて生まれた子供があらばそこへ載つてくるでしょうけれども、たとえば夫が筆頭者として婚姻——前婚で生まれた子供がそこであれば、これは本当のところはこれ、

どうなるんですか、やはりその戸籍に載る場合があるわけですね。ともかく、夫を中心としていような戸籍が出てくるわけです。ですから、やはり私はそこで家族制度というものがなくなつたなくなつたと言ひながら、戸籍を見ればはつきりここに残っているんじゃないか。そもそも昔家族制度があつた、家があつたと言ひけれども、家とは何ぞやというふうに突き詰めてみると、結局、いわゆる物理的な家、何かといへば結局、これは中川善之助先生の書に書いてあつたけれども、古い民法でも、家を大事にしなければならぬ、個人より家を大事にしなければならぬと言ひつてゐるけれども、家とは何かといへば、結局、突き詰めていけば一枚の戸籍になるというふうな表現が中川善之助先生の著述にもあるわけですね。結局、それはいまも余り変わつてないわけですね。この点をまずやはり本當に根本的に考えなければならぬ。これは最初戸籍法を戦後つくるに、我々先生が一人一枚の戸籍にすべきでないかという御議論もお出しになつてゐたことがあるやうに承つておるわけでございますけれども、これはどうせ婚姻によつて新しい戸籍をつくる、また子供が出生したのを機会に新しい戸籍をつくるという作業をするときに、一遍には変わらなくても、どうしてその一人一枚の戸籍のところまで踏み切らなかつたのか。私は、いまこの全部の一億一千万の戸籍を書きかえるということは大変だと思ひますけれども、やはり今後の展望として、人間が人間として解放されていくためには、やはり一人一枚の戸籍じゃないといけない。自分の戸籍簿を就職先へ出さないといけないと思ひ、夫と夫になつたがる親族——まあ妻が戸籍簿を要する場合ですね、全部がこれは数珠つなぎに出てくる。これはその夫以外の者が戸籍簿を要するときですね。やはりこれはまさに家制度そのものだと思うんですね。ですから、これから先の展望として、これは出生したときにはどのみち戸籍をつくらないといけないんだから、何年か後から生まれた人につ

いては、一人一枚の戸籍というものに切りかえていくということは、私はこれは長期計画に立てばそれほどたくさん費用を要するものじゃないと思ひます。百年もたてば皆死んでしまふんですし、戸籍というものが一人一枚の戸籍に変わつていくんじゃないかと思ひますが、なぜ日本はそういう家族単位の戸籍というものに固執しているのか。外国の例なんかは家族単位の戸籍になつてゐるのかどうか。何かといふと、すぐにアメリカではどうなつてゐる、イギリスでは、欧米ではどうなつてゐる、と言ひけれども、戸籍は私詳しくは調べておりませんけれども、これは私は外国へ行くたびにその国の戸籍簿がどうなつてゐるかと聞きますと、大抵が——大抵は、聞いたところではどこでも一人一枚だ。いや日本は家族ぐるみの一枚になつてゐるんだというふうに言ふと、ほうつという珍らしい話に——これは専門家同士の話じゃないに、雑談的な話ですけど、なるわけなんです。私の知つてゐるところでは、韓国は家族の戸籍になつておりますが、これは恐らく日本が韓国を併合したときに日本の戸籍法を押しつけた結果、それが残つてゐるんじゃないかというふうな思ひます。これはほかの国の立法例はどうなつてゐるんですか。普通の近代国家と言はれる国は大抵一人一枚の戸籍なんじゃないですか。

○政府委員(香川保一君) まあヨーロッパ、アメリカ等の西歐諸国におきましては、日本の戸籍のようにはなつてゐない。むしろ個人の身分登録証というふうな制度が多いわけでございます。しかし、日本の戸籍制度を逆に諸外国から見ますと、場合に、日本の戸籍制度というのは非常にすぐれておるというふうな評価があるわけでございます。これはいろいろの見方があると思ひますけれども、決して現在の戸籍法——これは民法をうけてのものでございますけれども、決して家とかというふうなものを中心にしたものというふうには考へないわけでございます。夫婦子供を一つの共同体としましてそれを登録しておくというふうなことでございまして、決して往昔の家族、家の制度というふうなものが戸籍法になお残つてゐるというふうには見る必要はないのではないかと、いうふうな思ひであります。

筆頭者というふうなことも、これも実は戸籍の索引上のことでございまして、戸籍の初めに書いてある、あるいは終わりに書いてあることによつて、そこに序列をつけておるようなことでは毛頭ないわけでございます。実態が先ほどおっしゃつたように夫の氏を称する婚姻が多いために、夫が一番先に書いてある。つまり、氏というもので索引の役を果たしておりますので、夫が一番最初に書かれておるというにすぎない。そういうふうな理屈の上では単純に割り切つた考え方ができると思ふのでありますけれども、決してそれを家の温存だというふうな理解する、考へる必要は少しもないのではないかと、いうふうな思ひのであります。ただ、戸籍というものは個人の身分関係を公証する唯一の制度といふことでございまして、西歐諸国におきましては、身分登録証といふふうなものが個々の人の身分を公証するといふ機能は確かに持つておりますけれども、一番そういうことが問題になる相続の場合におきましては、遺言の制度が非常に発達しております。日本流の、そういう身分登録証を中心にしての相続関係がどうなるかというふうなことは余り機能的には働いてゐないわけでございます。したがつて、個々の身分登録証といふふうなものでもさして不便はないと思ふのであります。ところが、わが国の戸籍の身分関係の公証と申しまして、最も役に立つ戸籍という点にありますが、それだけの観点から考へますと、現行戸籍よりは昔の戸籍の方が相続関係は一目瞭然であつたわけでありまして、さうな意味で、夫婦子供中心の現在の戸籍は、相続関係を明らかにするといふ面ではむしろ不十分だといふ非難すらあるわけでございます。これはいろいろの取引の場面、登記とか、あるいは銀行預金の名義書きかえといふふうなこと、株券の名義書きかえといふふうな場合に相続関係を明らかにするために実に多くの方がいろいろの戸籍をとらなかならぬといふふうなことで、非常に不便をかけておるわけでありまして、一番機能的に役に立つべき相続関係を明らかにする、さうな戸籍でありながら、その場合に非常に不便が多いといふ非難すらあるわけでございます。それが、日本の場合に、さらにこれ、個人中心のといひますか、個々の人ごとに身分登録証のようなものをつくることとなりますと、遺言の制度がもつと発達すればその面の不便さは緩和されるのでございまして、余り利用されてゐない現状でございまして、そうなりますと、相続関係を明らかにするために身分登録証のようない個人個人の戸籍といふことに相なりますと、相当これは相続関係を明らかにする場合に不便といひますか、非常な手数、費用がかかることに相なるのではないかと、いうふうな思ひであります。したがつて、現行の夫婦子供中心の戸籍といふものを理念的にどういふふうに見るかという見方はいろいろあるといひました。役、役に立つといひますか、役に立つときに役に立てるやうにしておくという観点から考へますと、私は個人個人に戸籍をばらしてしまふというのはいささか逆ではないかといふふうな思ひであります。特に現在夫婦子供中心に戸籍が編製されてゐることによつて個人が非常に侵害されるのか、あるいは女性の地位が低下せられるかといふふうなことがあればともかくも、さうなことでなつてゐることは考へないわけでございます。いろいろの面から戸籍制度は検討しなきゃならぬと思ひますけれども、ただいまのところ、これを個人にばらした一人一人のものにしてしまふといふふうなことは、私どもとしてはやはり問題が多過ぎて、いまのところはさうなことにするようなつもりはないわけでございます。

○佐々木静子君 これは、いまの御答弁で、夫婦と婚姻前の子供だけける家族では確かに一枚の戸

籍籍本で相続関係というものがわかりやすいかしらなけれども、現実には、相続登記一つしよと思つてもそんなのはまずむしろ少ないのであつて、もう子供はみんな結婚している、それから戸籍はいろいろ移つて、除籍籍本をいろいろ調べてはかに婚姻外の子供がないかも全部さかのぼつて探究しなければ相続登記一つできない、いまの銀行預金の名義書きかえ一つできないという意味で、私はいまの御答弁で、いまのだと相続関係の手数が旧戸籍よりは一遍にはいかないけれども、やはり一人一人の戸籍と比べると楽だと思つたつたけれども、私はその御答弁は必ずしも当たつておらないと思つたわけですね。どのみち、夫婦と婚姻前の子供だけいる家族で相続が始まった場合はそれで足りるかしらないけれども、普通はなかなかそうじゃないわけですから、それにしたつて、まだ婚姻する前の除籍籍本も調べないと、たとえば夫の場合、婚姻前の子供がいるんじゃないかとやっぱ調べないと、これは相続登記一つ、銀行の名義書きかえ一つできないわけですから、だから私は、必ずしもいまこれだと相続上便利だということ——私はむしろ重婚を避けるにはこの戸籍は便利だと思つたわけですね。これは無論一枚一枚の戸籍でも結婚しているかしてないかというところは載るでしょうけれども、これは登記官吏が誤つて一枚一枚と配偶者がいないと思つて婚姻届を受け付けるケースが、これはいまよりは多少多くなるんじゃないかというのを思つたわけですね。けれども、やはり、だから私は相続の便宜というところは余り当たらないんじゃないかと。これは大変失礼な言い方ですけども、やっぱ、将来の展望とすると、これは一人一人の戸籍というふうには私は恐らく世界の趨勢——世界の趨勢といつても日本だけがこういふ変わった戸籍を持つてゐるわけですけども、なつてくるんじゃないかというふうには考へてゐるわけですけども、これは一遍に何もかもお願いするといつても無理だと思つておいていただきたい。これは終戦直後の戸籍

法改正のときにやつておいていただければそのようになつたんだと思つていただければ、ぜひとも考へておいていただきたいと思つたわけなんです。それから、いまの身分登録簿の公証制度ですね、それについて、法務省からいただいている本法律案の関係資料を見ましても、たとえば西ドイツなどでは——これは資料の六十ページ。非嫡出子、嫡出子とあるいは養子などについての記載は閉鎖登録ができる、というふうなところになつておるわけですね。これは西ドイツですね。「子の請求に基づき閉鎖登録を右登録簿に記入するものとする。」というふうなところになつてゐるわけですね。けれども、閉鎖登録というのは、これは一般に見えないようにするという意味なわけなんですか。私によつてこの閉鎖登録の定義がよくわからなないんですが、そういうことなんですか。

○政府委員(青川保一君) これは正確にどういふふうなことになるかよく存じませんが、少なくとも、少なくとも公明はしないというために閉鎖登録簿に入れると、こういうことよろうでございます。

○佐々木静子君 私は、この戸籍法改正に際してぜひお願いしたいと思つたのが、日本の戸籍法の施行規則三十九条の新戸籍に記載される事柄ですね、これに、「二」が「出生に関する事項」、「三」が「嫡出でない子について、認知に関する事項」というのがあるわけですね。これが新戸籍をつくる場合にもつて回るといふところに、私は非常にいまの日本の戸籍法の人権擁護に対する配慮が乏しいんじゃないかと。たとえば、西ドイツの例などを考へても、非嫡出子とか養子というものは、必ずしも私は嫡出子と比べて差別されるべき立場の人間であるなどとは毛頭思つておりませんけれども、しかし、現実の社会で余り知られたくないというところであるというふうには考へるならば、やはり西ドイツでもそのように配慮をしてゐるらしいのに、日本では戸籍法の施行規則になつてこの認知の事項を載せるのかということ、私は非常にこれ矛盾を感じるわけなんです。という

のは、これは法律実務に携わつておりまして、特に婦人弁護士といふことであれば認知の事件を非常によく頼まれるわけなんです、認知の事件は大変に代理人として苦しまないわけなんじゃないですか。というものは、いまの民法の根本的な規定から言ひましても、子供の人権といふことはまず第一に考へなければならぬから、本当の子供であるならば、これは当然に子供は認知される権利を持つてゐるんだから、当然認知をさすように一生懸命努力をしなければならぬ、といふことで、妻の方は心おもしろからぬことは言うまでもないことだし、それから、婚姻によつて生まれた子供がそれによつて不利益を受けるというところがあつても困るといふ、この両者の板ばさみになつて大変に苦しまなければならないけれども、結局いろいろと説得したり、とことんまで行つて認知の裁判で確定判決まで行くこともありますけれども、私はそこまで行つたことはいないであつて、大抵この利害の対立する関係者の方を説得して、結局任意認知といふことに持つていく。そして、その任意認知をするに際して、これは別に認知であれば妻の同意といふものは法律上は必要でないけれども、しかし、妻が何かで戸籍籍本をとつたときに夫が認知しているといふことになれば、これはやはり大変な問題であらうと思つたので、やはりできるだけ妻に了解を得るやうに、最大限努力して得られない場合もあるけれども、努力をするといふことになると、やっぱ特に婚姻によつて生まれた子供が就職とか結婚とかあるいは進学のとときに戸籍籍本が要る、そのときに自分の父親がほかの子供を認知しているといふことになる、これは進学などは大して影響ないかしらなけれども、婚姻なんかのときには大変に不利になるであらうと思つたので、結局それは何とかその婚姻によつて子供の戸籍籍本の上には載らないようにしたいと思つていろいろと考へるところが、結局だれしも考へつくところは同じやうなものであつて、本籍地を移動して、そして夫は結婚以外の子供を認知する、そしてその認知した戸籍をまたも

との本籍地へ持つてくる、そうすれば今度は認知事項は消えてもどおりの戸籍で戻つてくるというふうなことで解決していることが大変に多いわけですね。現実には大変多いと思つた。それしかいふ方法がないわけですね。ですから、それすか、一応妻の体面も保てるし、そして夫は一応父親としての責任も果たせるし、そして婚姻によつて生まれた子供がそれに不当に損失を受けることがないし、また婚姻以外に生まれた子供も認知されないよりも認知された方がいいであらうというところで、一応これで一件落着くといふことになるわけですけども、本当のところはちつとも一見落着いてないわけでごさいます、後で必ず認知された子供が子供の親が、おれの戸籍に認知されたところが載つてゐるけれども、これを消す方法はないかと、これはもう必ず言つてくるわけでございます。もう言われること百もわかつてそのとき言つたわけにいかぬというのが実際の現実だと思つて、言つても、三十九条で嫡出でない事実とはこれまでも戸籍を變えてもつて回るといふことになるとすれば、結局このことによつて不利のある父親自身の戸籍籍本から何となく消えるわけですね、認知の事実とは、ところが、全く責任のない婚姻以外によつて生まれてきた子供自身がその十字架を負つて、自分は認知をされた人間であるといふのは、これは私は大変に不合理なことだと思つたわけなんです。この施行規則のうちで嫡出でない子についての認知の事実といふのは、これはなぜ私は新しい戸籍のときに載せていかなければならぬのか。これを除こうと思つた、これはその母親と実の父親とが婚姻届を出して準正にすればこれは婚姻によつて生まれた子供で、出生届の欄からこの事実が消えますね。それしか方法がないわけですね。だから、結局それしか方法がないと、結局本当の正妻との間で一時的にしろ離婚届を出さなさいといふ。それをやつて解決した

件も私は実は何件かあるわけですが、これが大変に危険なことであって、両三者がどれだけの話を詰めておいても、その段階になって離婚届を出す、その後婚姻届を出して半日後に離婚届を出して、すぐにまた婚姻届を出すからというふうな両三者がどれだけの話し合いをしても、やっぱり一たん離婚届を出した瞬間に当事者の気持ちが変わればこれはどうにもならないことなので、今度は妻の権利がどうにもならなくなるし、大変に困る問題が起こるわけなので、問題は、この施行規則三十九条というものがなければ、こうした不幸というものは救われるんじゃないか。これはいつでもジレンマに立たされる問題なんです。一遍この点を法務当局で考えていただきたいと思うわけですが、これはなぜこの施行規則三十九条にこの認知の事項を一生ついて回らすようになってくるのか、これはいかでございませうか。

○政府委員(香川保一) 新戸籍をつくり出す場合に認知事項を記載するというのは、これはもう端的に申し上げまして、父子関係を明らかにしておくといいことに尽きるわけでございます。で、これは非常に問題があるわけでございます。本来言え、本質的に認知された子であらうとなかろうと、そんなことはちつともだれも何とも思わないという世の中になれば一番結構なんですけれども、現実にはなかなかそうはいかないという点は確かだと思っております。さような現実を踏まえますと、戸籍といたしましては、実体法上あるいは手続法上、必要最小限度の記載にとどめるといふことになるわけでございますが、この点はお説のようないろいろの問題でございますので、十分検討したいと思っております。そのほかにも、いろいろ現在の戸籍に書いてある事項で必要最小限度という観点からいかかと思うものもほかにもあろうかと思うのでありまして、いま総ざらい検討しておるのでございますけれども、ただ、もう十分御承知と思えますけれども、認知事項を書かなくとも父親の名前と子供の名前、氏が違ふわけでございますね。そうすると、これはどうしてだろ

うかという疑問がそこに出るわけでございます。で、その面までわからぬようにするというわけにはなかなかまいらない。したがって、この認知事項の二ををやめましても、全くそれじゃやういった事柄がわからなくなってしまうかというところ、さうにはまいらぬ面があるわけでございます。しかし、その辺のところも、これはさらにいろいろ氏の変更というふうなことでわからぬようにする方法もそれはあると思えますけれども、この事項の記載をやめるだけでは解決しない問題でもあるわけでございます。その辺も踏まえて十分検討いたしたいと思えます。

○佐々木静子君 これはいまの父と子供の氏が違ふというの、これは養子にやっても違ふし、それから嫡出であつても両親が離婚すれば違ふし、違ふ場合は幾らでもあると思うし、氏が違つたつて、どつちみち結婚とか何とかいうことで氏が変わる場合は幾らでもあるんですから、氏が違つたというところはそれほど差別につながらないと思うわけなんです。しかし、もちろん嫡出子と非嫡出子というものが全く平等に何ら偏見なく取り扱われるという社会が実現するというのが最も望ましいわけですが、そこまで至らぬとすれば、この認知をされたという事項を戸籍に残す、しかも今度戸籍法を改正したとか何だかんだ言つても、戸籍簿本というものは、これは就職にしても結婚にしても何れにしても、いろいろ要るわけですから、先ほどおっしゃったように、そのたにその認知されたという事項は、その人が死ぬまでついて回るわけですね。そうしてそのついて回る子供自身は何ら罪がないわけなんです。むしろその父親について回るといふならこれはまだ制裁的な意味もあるかもしれないけれども、生まれてきた子供は何にも知らないで生まれてくるんだから、それが一生ついて回るといふのは、私はこれは大変な人権問題だと思ふわけですね。ですから、ほかのいろいろ言われましたけど、そういう説明とは本質的にこれは意味が違ふと思うので、これは明らかに差別を残す規定だと思えます。

ね。ですから、これは法律じゃなくて規則でもありますし、ですから、何とかこれは早急に御検討いただきたい。これは大変に不幸な運命を背負つて、一生そのために不利益を受ける子供の——子供というか、その人の一生の立場を考えてあげたときに、当然これは考えていただかなければいけないというふうな思ふわけなんです、ぜひともそれは強くお願いしたいと思えます。

それからだんだん時間がなくなつてまいりましたので次の問題に移りたいと思えますけれども、今度出生届、これが父親のみならず母親からも提出できる、これは大変に喜ばしいことで、これは非常に婦人団体あるいは一般の婦人からも男女同権の規定をそのまま実現した、当然の規定とは言いながら、改正とは言いながら大変に結構であるというふうな歓迎されているわけでございます。ただ、問題はこの出生届を滞滞した場合の過料の問題ですね、それは結局どうなるのかちょっと御説明いただきたいと思えます。

○政府委員(香川保一) これは形式的にと申しますか法文上から申し上げますと、当然届け出の権利があるのみならず義務があるということになるわけでございます。したがって過料の制裁はかぶつてくるわけでございます。ただ、母親の場合には、出産いたしましたすぐに届け出をみずからするといふふうなことが容易でないことも当然あるわけでございます。さような特殊性も十分考慮して処理されることとございますので、一律に単に期間を徒過したからと云うことで過料の制裁を受けるというふうなことは、まず實際問題としてなからうといふふうな思ふのであります。

○佐々木静子君 それから、今度の死亡届についての届け出の改正も、これもいままでの改正のように親族の届け出が同居に限られていたというところは、大変に国民感情からも同居の親族がなければほかの他人が届け出るといふことを考えるようなことになつておつたことから考えまして、大変に好ましい改正であるといふふうに思ふわけですが、実情に合った結構な改正だと思ふわけですが、これはまた話がもとに戻りますが、この出生届けが十四日以内でございませう。これが私外国を旅行しておりますときに、よく陳情というかそういう話を聞くわけで、法務当局ももちろんその点についていろいろと御把握なさつていらっしゃると思いますが、戸籍法百四条に国籍留保届けの規定がございませう。国籍法第九條の規定によつて日本の国籍を留保する意思を表示しようとするときは、第五十二條第一項又は第二項に規定する出生届出義務者は、出生の日から十四日以内に、出生の届出」と同時にその国籍留保の届け出をしなければならぬという規定があるわけでございます。けれども、これがたとえばこの間アメリカへ参りましたときも何人かの人から陳情を受けたわけですが、というのは、これは旅行者が土産をするといふことはまあございませうけれども、商社などの駐在員で一年とか二年とか外国へ居住するといふ人がだんだんふえていくわけでございます。まずけれども、その人たちがなれない言葉も不自由なところで子供を産むといふことは産むだけで精いっぱいでございます。その十四日以内に出生届を管轄の総領事館へ届け出ることまで気がつかないケースが大変に多いわけでございます。私はニューヨークの総領事館でもそれがどのくらいあるかといふような話も聞いたのでございませうけれども、かなり日本と関係の深いアメリカにおいても総領事館の数は六つか七つぐらいで大変に広範な地域を管轄している。そうすると、日本に総領事館に国籍留保の届け出をすることになつて思ふに至る夫婦が非常に多いわけでございます。総領事館が大体どこにあるか、どこに総領事館へ行けばいいかとも知らないような場合もあるようでございます。そうなつてくると、アメリカのように出生主義をとっている国では親が二人とも日本人で日本からちつと一年ぐらいいつて、その間に産まれた子供だから当然日本人だと親は思ひ込んでおるのに、十四日の期限を過ぎたばかりに日本国籍を喪失してしまつていくといふ

ようなことで、大変に大騒ぎをするというようなケースが大変多いという話を聞いたのでございませうけれども、これは大変に不便な国へ行っている国では、交通機関の悪い国などではなおそういう問題が頻りに起こっているんじゃないかと思うんですが、これは日本人だと思ひ込んで産んだ親も産まれた子供にとっても、自分だけ日本人でないというとは大変な不幸な事態だと思ひますけれども、こゝろ辺のところはどのように法務当局で考えていらっしゃるのですか。

○政府委員(香川保一君) 確かに百四條の一項、十四日以内というのは、場合によっては短きに過ぎるといふことも考えられないではございませうけれども、しかし、通常は十四日あれば総領事館に届けられるのに期間としては決して不十分ではないと思ひます。ただ、いまお話もありましたように、十分さういふことを知らないというところから届け出をしないということになるケースが多いと思ひますので、これはこういう国籍留保の手續があるということをやはりPRすることが必要だと思ひます。いろいろな事情によつて知つておりながら届け出がでなかつたというふうな場合には、百四條の二項の規定を活用いたしまして、期間徒過後の届け出について弾力的な運用をするということも配慮しなければならぬと思ひますけれども、実態、果たして日本の総領事館に届ける距離的な意味、いろいろのことを考へて十四日で十分かどうかということは一とつ再検討したいと思ひます。

○佐々木静子君 もう余り時間もございませんで、十分に質問させていただく何が残つておりませんけれども、その点についてぜひ国民サイドでお考えいただきたいということ、それから前回大臣にも御質問させていただいた人権侵害そのものにつながる異信所の行き過ぎ調査、あるいは先日来問題になっている地名総鑑の発売問題などにつきまして、大変にいまの憲法下考えられないようなことが起こっているわけではございませうけれども、差別をすることによつて金もうけをするとい

うような者を嚴重に規制していただくということを、具体的な話を質問する時間がもうございせんが、ぜひともこれ大巨積極的に今後取り組んでいただきたいと思います。

○国務大臣(稲葉修君) しばしば申し上げたとおり、真剣に取り組んでいくべき問題だと考えております。

○佐々木静子君 それではこのあたりで質問を終わりますが、今度の多くの婦人の要望をいち早く取り上げていただいて、そうして国際婦人年の国内における婦人の地位向上の第一号の改正案をいち早く法務当局がお出しになったということに心から敬意を最後に表さしていただくと同時に、いまお約束いただいた、続いて相続問題について全体の問題は無理にしても、妻が夫の死別後その居住する家を失ふことがないように、立法の改正を早急に責任を持つて取り組んでもらう、いただくというところをここに強く要望いたしまして、私の質問は終わることといたします。

○原田立君 前回質問して若干残つておりましたので、その点でお伺いしたいと思ひますが、改正案関係係資料の中にある昭和四十八年の離婚件数の総数は十一万一千八百七十七件に對して、戸籍法第七七條による離婚前の氏への変更に關して争われた件数は一体どのぐらゐるのか。また、その過去の実態はどのようなふうになっているのか。それに對し、このような件数に對して法務省当局はどのような見解を持つていらっしゃるのか、お伺いいたします。

○政府委員(香川保一君) 戸籍法七七條の氏の変更の許可事件の総数はちよつと私も統計としておりませんでよくわかりませんが、今回の改正の資料という意味で、サンプル的に調査いたしました結果をちよつと申し上げます。これはサンプル的の申しますのは、主な家庭裁判所について調査をしたわけではございませう。これは昭和四十九年度に受理された事件でございませうが、東京家裁で百二十八件、大阪家裁で九十三件、福岡家裁で二十四件、仙台家裁で四件、合計二百四十九件にな

つております。この中で離婚いたしました婚姻中の氏を、名を稱したいということでの変更の許可申立て事件の中身を見ますと、先ほど申しました数字のうちで東京家裁におきましては合計三十一件あるわけではございませうが、そのうち認容されておるのが十八件でございませう。それから大阪家裁では合計三件でございませうが、これは三件全部認容されております。福岡家裁におきましてはゼロでございませう。仙台家裁では一件ありまして、一件認容されておるというふうな状況でございませう。これ以上の詳細のことはちよつと手元に資料がございませんで、御了承願ひたいと思ひます。

○原田立君 それで、その数字に對して法務省当局はどのような見解を持つていらっしゃるか。

○政府委員(香川保一君) この離婚の場合に婚姻中の氏を稱したいという実質的な必要性のあるのは、このような数字よりはちよつとはるかに多いと思ひます。ただ、家庭裁判所に申し立てて審判を受けるといふふうな手續に一般的にちよつとちよつとされると申しますか、あるいはそういう制度のあることを知らないために申し立てないといふふうなこともあろうかと思ひます。また、まあさうなことから、本来百七七條の規定は離婚後に婚姻中の氏を稱する場合に備へての氏変更の規定ではないわけではございまして、現在これを活用してさういった切実な必要のある場合に對処しておるといふことでございませう。百七七條のそういう弾力的な運用といふことによつてこの問題は解決しないといふふうな考えまして、今回の民法の一部改正を提案した、かような次第でございませう。

○原田立君 同じく資料の中に、愛知教育大学の久武教授による氏に關する意識調査の結果が掲載されておりますけれども、認容の關係についてお伺ひしたい。この欄外にありませうけれども、戸籍時報205号から引用してあるというところなんですが、大体一般には出さないような資料であるようにお聞きしてありますけれども、權威ある数字

なのかどうか、その点はいかがですか。

○政府委員(香川保一君) こういうアンケート調査というのは、やはりそれなりの意義があると思ひますけれども、やはりこれは全部そのまゝこれが実態だといふふうには受け取ると危険な場合もあるかと思ひます。この調査の数字を見ますと、どこまで質問と言ひますか問ひ自身を理解して、アンケート調査に應じられたかというところが、若干ちよつと疑問があるように思ひます。ですから、大方の考えとしては十分權威があると申しますか、実態に合つたような数字ではなからうかといふふうには受け取っております。

○原田立君 法務省では今回の法改正に当たり、国民世論の意見を反映するためにどのような調査活動を行つてきたのか、意識調査の内容等、具体的な調査内容、もしありましたらばお知らせいただきたい。

○政府委員(香川保一君) 特に全国的にさういった意識調査をいたしておりませんで、まあさういった資料から見、あるいは一般のいろいろの要望を分析いたしまして検討した次第でございまして、ただこの問題は離婚復氏の原則に對する例外措置を設けます場合に、さういった子供と母親の氏が違ふことによる子供に對する悪影響といふふうなことを配慮しなまかならぬわけではございまして、この辺の面はむしろ現在母親が、さういふ關係で困つておるといふふうな事例の調査あるいは意識といふものは、なかなかこれ容易にアンケート調査的なものでは把握しがたい面もございまして、むしろさういふふうな制度を設けることによつて、そつと云つてはなはだ言葉が悪うございませうけれども、さういふ問題を積極的に母親の側から解決するように取り組んでもらいたいといふふうな考え方であるわけではございまして、しかし、これは別に意識調査をいたしませんでも、母親とその養育している子供の氏が違ふということ、たとへば子供が小学校に入學するといふふうな時点以降考えますと、これは相当深刻な問題だ

ということとは容易に想像できるわけでございまして、きょうなことは特に全国的に意識調査をしなくとも、当然解消してしかるべき問題だというふうに考えた次第でございします。

○原田立君 だいたいの話によりまして、意識調査は具体的にやっていないというふうなお話でありましたが、やはりこういう根本の法律の問題の解決に当たっては、国民の間で十分なる議論も行われることが必要ではないかと。世論の反映がなされないことになるおそれがあるんじゃないか、こう思うわけであります。また、このように改正が急がれる理由、理解しないわけでもありませんけれども、まだ多くの調査、世論の反映という面で少し早過ぎたのではないかと、こんなふうな感じもするわけであります。確かに職業的な関係あるいは子供を引き取る女性の場合等、女性が不利益をこうむることが除かれるというところは、大変好ましいことであると思うのでありますが、しかし、このような不利益の改善ということ、十分なる議論が尽くされたかどうかということとは別の問題であらうと思うのであります。やはり十分なる議論を尽くし、世論に基づいて初めて改正されるべきが本筋ではないかというふうに私は思います。この点のように対処するつもりなのか、具体的措置をお伺いしたい。

○政府委員(香川保一君) 今回の民法の改正につきましては、法制審議会の身分法小委員会におきまして実に精力的に審議を重ねていただきまして、その小委員会の結論が民法部会に報告されまして了承を得ておるわけでございまして、期間はこの問題はずっと以前から議論はされておるわけでありますけれども、結論を早急に出す意味での精力的な審議はぜひ熱心におやりいただいたわけでございします。ただ今後いろいろこの身分法の改正の關係で確かに国民の意識がどうかということ踏まえなければならぬことができないような種類の問題もたくさんございします。私どももいたしまして、御案内のとおり、いままで身分法小委員会におきましていろいろ身分法の改

正——相続を中心にした改正等の意見、これを取りまとめて昨年の八月に公表いたしました。関係方面にも配付して意見を寄せただきたいというふうにお願ひいたしておるわけでございします。遺憾ながら今日、十月月ばかりたつんでございますけれども、その中で寄せられている意見はごく少数でございまして、この辺のところは、なかなか問題がむづかしいためにこうすべきだというふうな意見が寄せにくいということも確かにそうだと思うのでありますけれども、何といたしましても、単に意見照会をするというふうなことだけでは、なかなか国民全体が、大多数がどういふふうに考えておられるかということの意識把握はむづかしいわけでございまして、その面につきまして、さらに工夫して国民の多くの意見がどういふ方向であるかということと十分把握できるように方法もぜひとも考えなきゃならぬというふうに思っております。したがって、いろいろ民間の団体等もあるわけでございしますけれども、やはり慎重に御検討願つたその結果をできるだけ早く寄せていただくというふうなムードづくりも必要かというふうに思っております。

○原田立君 民法七百六十七条の改正は、離婚のみが復氏の変更の対象になっておりますが、離婚の場合には適用されないのかどうか。先ほど佐々木委員からも質問がありましたけれども、再度お伺いするわけであります。法改正による七百六十七条の二項の新設以前にあっては、従来、復氏の変更は戸籍法百七条による離婚の氏への変更に関する審判例がありますが、今回新設された七百六十七条第二項とはどのような関係になるのか、その違いについて具体的に伺いたいと思ひます。

○政府委員(香川保一君) 最初の御質問の養子の離縁の場合、七百六十七条と同じような縁組み中の氏を称する改正が今回はされていないわけでありまして、これは先ほど申しましたように、養子制度全般についての検討の中で検討していただくというところで、法制審議会の身分法小委員会におき

ましてはこの点について結論が留保された次第もあるわけでございします。

それから、七百六十七条二項の規定を新たに設けて、婚姻中の氏を称する道を聞くという関係と、戸籍法百七条との関係でございしますが、七百六十七条二項は三月以内には離婚の届け出をしましてから三月以内あるいは離婚の判決が確定してから三月以内には戸籍法の定めるところによつて届け出をすることによりまして、婚姻中の氏を称するということになるわけであります。したがって、三月を徒過した場合にはこの七百六十七条の二項の手続にはよれないわけでありまして、大半の場合には、婚姻中の氏を称する必要性のある場合にそれを救済しようということとでございします。その必要性というものは離婚の時点において全部と言つていくらいはつきりしておるわけでございします。ほとんど全部はこの七百六十七条の二項の規定によつてしかるべき処置がされるというふうな考えでございしますけれども、場合によつてこの期間を徒過するということもあるわけでありまして、さような場合にはやむを得ませんので、必要のあるときにはこの百七条の規定によつて裁判所の許可を受けるということになるわけでございまして、七百六十七条の二項の規定が新設されたことによつて、戸籍法百七条の規定による氏の変更ということがこの場合にできなくなるという筋合いではないかと、かように考えておるわけであります。

○原田立君 人事訴訟手続法の第一条において、夫と妻のいづれの住所でも訴訟を提起することになれば、たとえ夫は札幌で妻は鹿児島で、それ離婚訴訟を提起することという事案も提起でき得ると思ひますが、このような場合、離婚事件の性質上一括同時解決を要請されることが予想されるのであります。このような制度的障害については、どのような解決策を立てられるのか。

○政府委員(香川保一君) そういった同じ離婚事件につきまして二重に訴えが異なる裁判所に提起

されたというときには、この人事訴訟手続法の一一条の規定の專屬管轄の順位によりまして事が決せられるわけであります。裁判所においてそのことがわかりましたら、後順位になる管轄裁判所はその訴えを却下するということになるわけでございします。ただ、裁判所がどのようにして二重に訴えが提起されている、よその裁判所にもすでに提起されておるといふことを知るかということとでございします。これは全く当事者が同じでございします。したがって、どちらかの当事者から、この訴訟はどこの裁判所ですでに提起済みであるというところは、当然、後の裁判所に申し立てられるであらうというふうに考えますので、それを機縁にして管轄のおくれる方の裁判所におきましてはその訴えを不法法ということと却下する、こういうふうなことになるかと思ひます。

○原田立君 新設された改正案一条ノ二に、「裁判所ハ」「必要アリト認ムルトキハ申立ニ因リ又ハ職權ヲ以テ其事件ヲ他ノ管轄裁判所ニ移送スルコトヲ得」と、こう規定されておりますけれども、ここで言う「申立」とは夫と妻のどちらの申立てによるのか、また「他ノ管轄裁判所ニ移送スル」と、こうありますが、どのようなことか、具体例をもつて御説明願ひたい。

○政府委員(香川保一君) これは原告の方は、夫が原告で訴えを提起いたしました場合に、夫はその裁判所に訴えを提起したから移送してくれというふうな申し立ては通常は考えられない。むしろ被告の方から申し立てることが多いと思うのであります。しかし、理屈はどちらの申し立てによつても移送すべきものは移送される。つまり、この規定は申し立てがなくても職権でも移送できるということにいたしましたので、したがって、原告が一たん申し立てて、さらに移送の申し立てをするというのは奇妙なことではありますけれども、それによつて裁判所が移送すべきものであると考へればやはり移送するというところに相な

ろうかと思つてあります。で、この移送の規定は、たとえば現在、夫婦が共通の住所、埼玉県なら埼玉県に住んでおるといふときには、夫も妻も埼玉県に住んでおる、そして、そこが婚姻の継続中のいわば住所であるということになりますれば、これは移送の問題は恐らく起こらないと思つてあります。つまり、当事者はそれで便利でありますし、証拠収集の面からも容易でございます。

ので移送という問題は起こりやうがない。考えられますのは、婚姻中に住んでおったところを両方とも離れまして、たとえば埼玉県で婚姻生活を続けておったのが、一方は鹿児島、一方は横浜というふうなところに現在住所がある。その場合に、鹿児島で訴えが提起されたいうことになります。鹿児島に住んでおる夫、あるいは妻の立場から

と言へば便利であるということは言えるわけでありますけれども、当該離婚事件の裁判をいたします場合は証拠収集の面から考えれば、鹿児島ではなほだ容易じゃない、したがって訴訟がおくれるというふうなことになるわけでありますから、その場合には埼玉により近い横浜の地方裁判所に移送する、一方の当事者が住んでおる横浜の地方裁判所に移送するというふうなことが考えられるわけでございます。

○**原田立君** 戸籍法第十条第三項に「前項の請求は、法務省令で定める場合」とありますが、この省令の内容はどの程度まで規制を強化する考えで進めておられるんですか。

○政府委員(香川保一君) 改正案の十条第二項の「法務省令で定める場合」と申しますのは、一般的には謄抄本の交付を請求する場合には、その請求の事由を明らかにしていただく、それを例外的場合に請求の事由を明らかにしなくてもいいという除外例を設ける場合でございます。したがって何と申しますか、手続を緩和すると申しますか、さような意味で法務省令に委任していただきたいということなっております。法務省令で現在も規定する場合を考えておりますのは弁護士、それから司法書士、こういった一つの業法によりま

して職務上謄抄本が必要とされる場合が当然予想される、そういった業法による職務を行っている人たち、これは当該業法におきまして守秘業務も課しておりますので、この公開を一部制限すると申しますか、請求の事由を明らかにしていただくという趣旨から言って、除外例を設けても差し支えないと、こういうふうなことが考えられるわけであります。

それから、もちろん当該戸籍に本人が記載されておる、あるいは本人の親族が記載されておるといふような場合、それから、国または地方公共団体がそういつた国あるいは地方公共団体の仕事の面から必要とされる場合に請求するといふときも、この除外例として法務省令で規定したいと、かように考えております。

○原田立君 第十条三項に「第一項の請求が不当な目的によることが明らかとなるとき」と、こうありますが、窓口での事務レベルでは判断が困難ではないかと、こう思うのであります。この不当な目的が明らかとなるときとはどのような形で明示するのか、具体的方法をお伺いしたい。

○政府委員(香川保一君) これも市町村長が請求に對して、その目的が不当かどうかということをも判斷するのは、何も請求の際にたとえば請求書に記載された事由だけによつて判斷するといふわけではございませんけれども、多くの場合は形式的にその事由によつて判斷するということに實際はなろうかと思ふんであります。ただこの不当といふことは、いわば戸籍に記載されておる他人の秘密を公表するといふふうなことによりまして、その者のプライバシーを侵害する、あるいは人権を侵害するおそれがあることにつながる、そういうふうなときにまで戸籍の公開の制度を利用させることはおかしいと、こういうふうな趣旨で、その場合にそれを不当として請求を拒むと、かような趣旨であるわけであります。したがいまして、さようなことを市町村長が判斷する手がかかりたいまして、請求者の方におきましてなぜ謄抄が必要なのかというその請求の事由を明らかにし

ていただくということであるわけでありまゝすので、したがって、この請求の事由はできるだけの確、具体的に明らかにしていただくことが望ましいことは言うまでもないわけであります。ただ、さような戸籍公開の制度を、他人のプライバシーの侵害等に悪用すると申しますか、さような事例というのは全体としてはきわめて微々たるものだと思ふんであります。さような意味から多くの場

合には必要があつて、それが当然戸籍公開の制度を利用して差し支えない場合が大半でございますので、きょうな実態もよく考えまして、一部のそういうことをチェックするために全体にきわめて窮屈なことになるといふうなことがないように配慮をしなきゃならない、その辺の兼ね合いが、非常に窓口事務の処理としては市町村におきましては相当御苦勞があることだろうと思うんでありまして、この面の運用に遺憾のないように、この規定の施行までの間に一練事務を担当していただいている市町村側と十分協議を重ねまして、遺憾のないように処してまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

○原田立君　その点も非常に心配しているわけなんです。戸籍公開について、現行では正当な理由については従来主として市町村側の事務上の都合、たとえば災害等により執務困難な場合とか、あるいは多人数の戸籍を一時的に請求された場合等々を予想したものであり、請求者側の請求目的によつてその当否を判断することは念頭になかったというのが実情であらうと思ふであります。ところが、今回の場合には、改正案では現行と反対の請求者側の不当な目的、すなわち請求目的の内容を厳格に審査し確認することが課せられているわけでありますが、各市町村窓口では実際上困難ではないかと、こう思ふんです。局長はその運用についてもっとその係と打ち合わせしたいと、こういうふうに言うけれども、実際上なかなか困難ではないかと心配するんですが、いかがですか。

○政府委員（香川保一君）　この問題に対するいろいろの意識が地域によつて相当違いがあると思ひ

ますのみならず、請求される戸籍によつても相当違つてくるわけであります。先ほどもちやつとお話がありましたような、たとえば非嫡の子供の記載のある戸籍というのを、そういうことを悪用して人のプライバシーを侵害するということが予想されないではないわけであります。しかし、戸籍の面から見まして、記載事項上そういうプライバシーの侵害につながるようなおそれが全然ない戸

籍、これが大多数でございますが、そういつたものは不当の目的に使おうと思つてもまあ通常は使ひようがないといひますか、そういう戸籍の方からくる市町村側として慎重に対処しなきゃならぬものか、そうでないものとこののをあろうかと思うんであります、その辺のところをいろいろ協議いたしまして、どういふような扱いにするか、これは何と申しまでも主眼は一般の方が、十分正当な理由があつて戸籍の公開の制度を利用される方に少しでも余分な迷惑をかけるといふことがあつてはならぬわけでありまして、その辺にまあ力点を置いて各市町村の窓口事務が処理されるよゝうにといいことで、いろいろな面を具体的な事例

にも即して打ち合わせをし、遺憾のないようにしたいと、こういうことでございますが、率直に申し上げまして、なかなかいろいろの事例が出てまいると思うのであります。したがって、施行になりましてからもその面での取り扱いが国民に不便をかける、あるいはせっかくの改正が骨抜きになるといふふうなことのないように、両面からやり行政先例を積み重ねていかなきゃならぬと、かように考えておるわけでございます。

○原田立君　具体的なことになりましたけれども、請求の場合は現行どおり用紙書き込みの方法で行われるものと思うのでありますが、不当な目的の判明のためには、窓口で何らかの口頭尋問的行為を行うことになるとか、改正に伴い請求者は身元証明のために何らかの証明書を携帯するとうな形式をとるのか、その点はどうですか。

○政府委員(香川保一君)　原則的に申し上げますと、身分証明書の提示を求めるとかいうふうな、

あるいは根拠り葉掘りいろいろなことを窓口で聞くというふうなことは、原則的には私は避けるべきだろうというふうに思っています。これは先ほど申しましたように、一律にそういうことになりません、大半の国民に迷惑をかけることにも相なりますので、さようなことはできる限り避けたい方がいい。しかし、その当該戸籍とそれから請求者いかにによりましては、やはりそこで慎重に市町村としては対処しなきゃならない事例も考えられるわけでございまして、したがってケース・バイ・ケースでよろしきを得る、非常に無責任な言い方でございますけれども、さような態度で臨まざるを得ないというふうに思っております。で、一律におっしゃるようなことをやるというふうなことは避けるべきだろうというふうに考えております。

○原田立君 不当な目的の判明のためといつても、窓口での口頭尋問等の行為は窓口での混乱を招くと、こう思うわけでありまして、やらないようにするということですから、そういう混乱は起きないだろうと思いますが、また、説明したくもない場合に強要を強いられることになるおそれもない場合にあらざるではないのか、そうなるおそれの侵害にも及びかねない、こう思うわけでありまして、この点の見解はいかがですか。

○政府委員(香川保一君) 結局、原則的にはおっしゃるように請求者の方の人権侵害になるというふうなことは、これはもう絶対避けなきゃならぬことではあるけれども、言い換えて、そこまでは言うまでもないわけでありまして、そこまではいい場合でも、やはり不当の目的によるチェックと、請求者の方のそういう、言いたくないことを言わなきゃならぬというふうなことの不利等十分勘案して、これは考えなきゃならぬわけでございますけれども、相手方の人権侵害になるおそれがあるというふうなところまで調査をするというふうなことは、これはもう絶対避けるべきものだというふうに考えております。

○原田立君 第三項のところにもありますが、各市町村は窓口でのトラブルが発生した場合の処理

については、市町村長の判断により最終結論とするのかどうか、この点はどうなんですか。

○政府委員(香川保一君) これは法律的に申しましたら戸籍事務、この謄抄本の交付事務も市町村長の管掌事務でございますので、最終的に責任は市町村長にあることになるわけでございまして、けれども、そんなこと一々市町村長のところに行つて許否を決めるといふふうなことは実際はされてない、されないだろうと思つております。ただ、問題になるおそれがあるというふうなもので、窓口で事務の処理に当たつておる者といつたしまして問題があるというふうな考えれば、市町村長の判断を仰ぐというふうなことは、これはもう当然あり得ることだと思つておるわけでございまして。

○原田立君 市町村長の場合にはなかなかそんなふうにはないだろうというふうなお話であります。が、窓口でのトラブルの処理は迅速を要するものであらうと思つております。戸籍問題に関するトラブル処理の機関として、各地方方法務局等に特別の処理機関の設置を考へる必要があるのではないかと。また、この点に対する措置をお伺いしたいのであります。民事行政審議会での意見ではこの点のようなぐあいになつておつたのか、その点はいかがですか。

○政府委員(香川保一君) 戸籍事務——この謄抄本の交付事務を含めまして戸籍事務全般につきまして、各地方方法務局あるいはその支局におきまして管轄市町村長の指導監督の責任があるわけでございまして。したがって、特別にそういう法務局側の方で何らかの機関を設けるということとは私は必要なくて、現行法上認められておる指導監督の点を十分利用するというところで足りると思つております。もちろん、これを活用いたしまして、今回の場合も地方方法務局等が市町村に對しましてこの改正法によります事務処理について十分指導を尽くしていきたいというふうに考えておるわけでございまして。したがって、さようなことに現在制度的になつておりますので、民事行政審議

会においては指導監督機関については特に議論はされておられません。

○原田立君 法改正により新設された罰則規定第二百一十一条の二に、「偽りその他不正の手段により、若しくは証明書の交付を受けた者は、五万円以下の過料に処する」と、こうありますが、この場合「偽りその他不正の手段」とはどのようなケースが想像されるんですか。

○政府委員(香川保一君) 先ほど御質問ございましたように、たとえば十條の二項の規定で、法務省令で弁護士が請求する場合には請求の事由を明らかにしなかつていいと、こういうふうなことになる。たまたまとしまして、弁護士でない者が弁護士だといふことで身分を偽つて請求した、そして謄抄本の交付を受けたというふうな場合がこれに当たると思ひます。まあそのほかのあれとしましては、たとえば結婚要件を調査するために必要だといふふうな請求の事由で謄抄本の交付を受けた、実はそうじゃなくて、それをあるたとえば雑誌等に公表して他人のプライバシーを侵害したといふふうなことがございまして、これもやはり百二十一条の過料の制裁規定に当たるといふふうに思つております。

○原田立君 この新設に伴い、公開の原則が大きく後退するのではないかと意見もあるわけでありまして、この点に関する見解をお伺いしたい。それから、「偽りその他不正の手段により、」云々と、こうありますけれども、どの段階で「不正の手段」と断定するのか、その点はいかがですか。

○政府委員(香川保一君) この戸籍法百二十一条の二の規定の新設によつて、戸籍の公開制度が著しく後退するおそれはないかという第一点でございしますが、もともと偽つたり不正の手段をとるといふことは、過料の制裁あるなしにかかわらずこれはよくないことであるわけでありますので、現在におきましてもこういうこと自身が過料の規定はもろろんございせんけれども、大半のものはそんなことをやつて謄抄本の交付を受けているわけ

ではないわけでありまして、したがつて、この過料の規定を設けたからといって、正当の理由がある、必要性があつて戸籍の謄抄本を請求するの何らちゅうちょを感ずることはないわけでありまして、この新設規定によつて公開の制度が事実上後退するといふふうなことはないように思つております。それから、偽りその他不正の手段といふ断定と申しますか、それはどの段階でされるのかという御質問でございますが、これはもちろん過料の制裁でございますので、裁判所におきましてさような過料の構成要件の認定がされるわけでございまして。ただ、この過料の制裁がいはばすの、いま謄抄本の交付を受けた段階でいけば既遂に達すると、こういうことでございまして、偽りその他不正の手段を用いて請求はしたが、それに市町村側が気がついて請求を拒否したということになります。この百二十一条の二の制裁規定は適用されないうわけでございまして。そういう構造になつておるわけであります。

○佐々木静子君 一言ちよつと質問が……。一昨日のこの質問で戸籍法改正案の十條及び十二條の二で法務省令によつて除外される職業名を、私、数が多かったので一つ抜かしておつたわけでございしますが、弁護士、税理士、公認会計士、計理士、司法書士、行政書士、土地家屋調査士、社会保険労務士、海事代理士、弁理士、及びその他追加できる職業があるというふうに承つていいわけでございますか。私の記憶では社会保険労務士を脱漏しておりましたので、重ねて追加質問させていただきます。

○政府委員(香川保一君) 現在この省令で規定しようとしてゐるのは、いま挙げられたものでございしますが、このほか公認会計士をどうするかと、まあ、この公認会計士の仕事から考えますと謄抄本が職務上必要になるという場合はまずないんじゃないかと思つておりますが、税理士とはところがあるわけでございまして、だから、税理士を入れるとしますとそれと均衡上公認会計士がそのような面の仕事をされる場合に必要になつて

くるといふことが考えられますので、これも十分検討いたしまして入れるような方向で考えてみたいというふうに考えております。

○委員長(田代富士男君) 委員の異動について御報告いたします。橋本敦君が委員を辞任され、その補欠として須藤五郎君が選任されました。

○委員長(田代富士男君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(田代富士男君) 御異議ないと認めます。それではこれより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。――別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

民法等の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(田代富士男君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(田代富士男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

午後一時五分散会

五月十八日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、民法等の一部を改正する法律案(衆)

民法等の一部を改正する法律案

民法等の一部を改正する法律

(民法の一部改正)

第一条 民法明治三十一年法律第九号の一部を次のように改正する。

第七百六十七条に次の一項を加える。

前項の規定によつて婚姻前の氏に復した夫又は妻は、離婚の日から一年以内に戸籍法の定めるところにより届け出ることによつて、離婚の際に称していた氏を称することができ

る。

第七百六十八条第三項中「財産の額」の下に「当事者の一方が相手方の財産の維持又は増加に特別の寄与をした場合におけるその維持され又は増加した財産の額」を加える。

第八百六十六条に次の一項を加える。

前項の規定によつて縁組前の氏に復した養子が成年に達しているときは、その者は、縁組の日から一年以内に戸籍法の定めるところにより届け出ることによつて、離婚の際に称していた氏を称することができ

る。

第八百八十九条を次のように改める。

第八百八十九条 被相続人の直系尊属は、第八百八十七条の規定によつて相続人となるべき者がいない場合には、相続人となる。ただし、親等の異なる者の間では、その近い者を先順位とする。

第八百九十条の次に次の一条を加える。

第八百九十条の二 被相続人の兄弟姉妹は、第八百八十七条及び前二条の規定によつて相続人となるべき者がいない場合には、相続人となる。

第八百八十七条第二項及び第三項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

第九百条中「左の」を「次の」に改め、同条第一号中「子の相続分は、三分の一とし、配偶者の相続分は、三分の一」を「子の相続分及び配偶者の相続分は、各々二分の一」に改め、同条第二号中「配偶者の相続分及び直系尊属の相続分は、各々二分の一」を「配偶者の相続分は、三分の一とし、直系尊属の相続分は、三分の一」に改め、同条第四号ただし書中「但し、嫡出でない子の相続分は、嫡出である子の相続分の二分の一とし」を「ただし」に改め、同条を同条第三号とする。

とし、直系尊属の相続分は、三分の一に改め、同条第三号を削り、同条第四号ただし書中「但し、嫡出でない子の相続分は、嫡出である子の相続分の二分の一とし」を「ただし」に改め、同条を同条第三号とする。

第九百一条第二項中「第八百八十九条第二項」を「第八百九十条の二第二項」に改める。

第九百六十六条に次の一項を加える。

被相続人の財産の維持又は増加に特別の寄与をした相続人があるときは、各相続人の相続分にかかわらず、その相続人の寄与の方法、程度その他の事情を考慮して、その相続人の分割によつて取得すべき財産を増加させることができる。ただし、各相続人の分割によつて取得すべき財産の額は、相続分によつて算定した価額の二分の一を下ることができない。

(人事訴訟手続法の一部改正)

第二条 人事訴訟手続法(明治三十一年法律第十号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「夫婦が夫ノ氏ヲ称スルトキハ夫、妻ノ氏ヲ称スルトキハ妻が普通裁判籍ヲ有スル地を夫婦が共通ノ住所ヲ有スルトキハ其住所、夫婦が最後ノ共通ノ住所ヲ有シタル地ノ地方裁判所ノ管轄区域内ニ夫又ハ妻が住所ヲ有スルトキハ其住所、其管轄区域内ニ夫婦が住所ヲ有セザルトキハ夫婦が共通ノ住所ヲ有シタルコトナキハ夫又ハ妻が普通裁判籍ヲ有スル地」に改め、同条第三項を次のように改める。

前二項ノ規定ニ依リ管轄裁判所ガ定マラザルトキハ第一項ノ訴ハ最高裁判所ノ指定シタル地ノ地方裁判所ノ管轄ニ專屬ス

第一条の次に次の一条を加える。

第一条ノ二 裁判所ハ其管轄ニ属スル婚姻事件ニ付キ著シキ損害又ハ遅滞ヲ避クル為メ必要アリト認ムルトキハ申立ニ因リ又ハ職権ヲ以テ其事件ヲ他ノ管轄裁判所ニ移送スルコトヲ得

第二十六条中「第三項」の下に「第一条ノ二」を加える。

(戸籍法の一部改正)

第三条 戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

第十九条に次の一項を加える。

民法第七百六十七條第二項(同法第七百四十九條及び第七百七十一條において準用する場合を含む)又は同法第八百六十六條第二項(同法第八百八條第二項において準用する場合を含む)の規定によつて離婚若しくは婚姻の取消しの際に稱していた氏又は離婚若しくは縁組の取消しの際に稱していた氏を稱する旨の届出があつた場合において、その届出をした者を筆頭に記載した戸籍が編製されていないときは、その者について新戸籍を編製する。

第四章第四節中第六十九條の次に次の一条を加える。

第六十九條の二 第七十七條の二の規定は、民法第八百八條第二項において準用する同法第八百六十六條第二項の規定によつて縁組の取消しの際に稱していた氏を稱しようとする場合に準用する。

第四章第五節中第七十三條の次に次の一条を加える。

第七十三條の二 第七十七條の二の規定は、民法第八百六十六條第二項の規定によつて離婚の際に稱していた氏を稱しようとする場合に準用する。

第四章第六節中第七十五條の次に次の一条を加える。

第七十五條の二 第七十七條の二の規定は、民法第七百四十九條において準用する同法第七百六十七條第二項の規定によつて婚姻の取消しの際に稱していた氏を稱しようとする場合に準用する。

第四章第七節中第七十七條の次に次の一条を加える。

第七十七条の二 民法第七百六十七条第二項（同法第七百七十一条において準用する場合を含む。）の規定によつて離婚の際に称していた氏を称しようとする者は、離婚の年月日を届書に記載して、その旨を届け出なければならない。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

（民法の一部改正に伴う経過措置）

2 この法律の施行前に離婚し、若しくは婚姻が取り消され、又は離縁し、若しくは縁組が取り消された場合における第一条の規定による改正後の民法第七百六十七条第二項（同法第七百四十九条及び第七百七十一条において準用する場合を含む。）又は同法第八百十六條第二項（同法第八百八条第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの項中「離婚の日から一年以内」とあり、又は「離縁の日から一年以内」とあるのは、「民法等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第 号）の施行の日から一年以内」とする。

3 この法律の施行前に離婚し、又は相続の開始があつた場合における財産の分与の請求又は遺産の分割については、第一条の規定による改正後の民法第七百六十八条（同法第七百四十九条及び第七百七十一条において準用する場合を含む。）又は同法第九百六条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（人事訴訟手続法の一部改正に伴う経過措置）

4 この法律の施行前に訴えの提起があつた事件については、第二条の規定による改正後の人事訴訟手続法の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第五号中正誤

ペシ 段 行 誤

二 一 から 行政費用

上訴費用 正

昭和五十一年六月十五日印刷

昭和五十一年六月十六日發行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

H